

埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正版（令和8年度見直し）

現行計画と素案の対照表

素案	現行計画
第1章 計画の基本的事項 1 計画見直しの趣旨 近年、記録的な高温や短時間強雨の増加など、気候変動の影響が見られ、県民生活や産業、都市機能に対するリスクが高まっています。このため、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出削減を行う緩和策と気候変動の影響に備える適応策を一体的に推進していく必要があります。 本県では、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の「第6次評価報告書第1作業部会報告書」(令和3年(2021年)8月公表)の内容及び国の「地球温暖化対策計画」の改定(令和3年(2021年)10月)を踏まえ、2030年度(令和12年度)の温室効果ガス排出量を2013年度(平成25年度)比で46%削減するという目標を設定し、達成に向けて取組を進めてきました。 一方、国は、2050年(令和32年)カーボンニュートラルの実現に向け、令和7年(2025年)2月に「地球温暖化対策計画」と「第7次エネルギー基本計画」を閣議決定し、2030年度(令和12年度)までに2013年度(平成25年度)比で温室効果ガスを46%削減する目標の堅持に加え、新たに2035年(令和17年)及び2040年(令和22年)の削減目標を設定するとともに、省エネルギー推進や再生可能エネルギーの拡大、電化・非化石化といった措置を講じつつ、安定的なエネルギー供給との両立を図る社会経済構造の転換を進めています。 こうした国内外の動向及び本県の実態を踏まえ、2050年(令和32年)カーボンニュートラルの実現に向けた道筋の中で当面の節目となる2030年度(令和12年度)目標の達成に資するよう、施策の実効性や進捗管理の在り方を改めて点検・整理するため、本県の「埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)」(令和5年(2023年)3月)を見直すこととしました。 2 計画の位置付け この計画は、現行法令や計画体系の上で次のとおり位置付けるものとします。	第1章 計画の基本的事項 1 計画改正の趣旨 本県では「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050(地球温暖化対策実行計画(区域施策編))」(平成21年(2009年)2月策定、平成27年(2015年)3月改正)及び「地球温暖化への適応に向けて～取組の方向性～」(平成28年(2016年)3月策定)により、地球温暖化対策に取り組んできました。 さらに、国の「地球温暖化対策計画」(平成28年(2016年)5月策定)及び「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」(令和元年(2019年)6月策定)を踏まえ、令和2年度(2020年度)から令和12年度(2030年度)を計画期間とする「地球温暖化対策実行計画(第2期)」を令和2年(2020年)3月に定め、取組を強化しました。 しかし、近年の災害・異常気象の頻発や気温上昇による熱中症救急搬送者数の増加など、気候変動の影響がすでに顕在化しています。このまま何も対策しなければ、県内でも今世紀末には、平均気温が今世紀のはじめより最大4.3℃上昇するという予測結果が示されており、地球温暖化対策は「待ったなし」の課題となっています。 国では「地球温暖化対策計画」を令和3年(2021年)10月に5年ぶりに改定し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、「令和12年度(2030年度)において、温室効果ガスを平成25年度(2013年度)から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。」という極めて野心的な削減目標が示されました。これを達成するためには今後10年の取組が重要です。 これら地球温暖化の影響の深刻化や情勢の変化を踏まえ、地球温暖化対策を更に進めていくために、新たな目標を定めるとともに目標達成に向けた施策をとりまとめ、本県の「地球温暖化対策実行計画(第2期)」を改正することとしました。 2 計画の位置付け この計画は、現行法令や計画体系の上で次のとおり位置付けるものとします。

埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正版（令和8年度見直し）

現行計画と素案の対照表

素案			現行計画		
(1) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号。以下「地球温暖化対策推進法」という。)第 21 条に基づく「地方公共団体実行計画(区域施策編)」 (2) 気候変動適応法(平成 30 年法律第 50 号)第 12 条に基づく「地域気候変動適応計画」 (3) 埼玉県環境基本計画(第6次)(令和9年 3 月策定予定)における個別計画			(1) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号。以下「地球温暖化対策推進法」という。)第 21 条に基づく「地方公共団体実行計画(区域施策編)」 (2) 気候変動適応法(平成 30 年法律第 50 号)第 12 条に基づく「地域気候変動適応計画」 (3) 埼玉県環境基本計画(第 5 次)(令和 4 年 3 月策定)における個別計画		
3 計画期間 計画期間は令和2年度(2020年度)から令和12年度(2030年度)までの11年間とします。			3 計画期間 計画期間は令和2年度(2020年度)から令和12年度(2030年度)までの11年間とします。 なお、国の地球温暖化対策計画や気候変動適応計画、県環境基本計画の見直し状況などを踏まえて、令和8年度(2026年度)をめどに見直すこととします。		
4 対象とする温室効果ガス この計画で対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項で規定されている温室効果ガスと同様に次の7種類とします(表1)。			4 対象とする温室効果ガス この計画で対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項で規定されている温室効果ガスと同様に次の7種類とします(表1)。		
表1 温室効果ガスの種類と地球温暖化係数			表1 温室効果ガスの種類と地球温暖化係数		
温室効果ガス		地球温暖化係数	温室効果ガス		地球温暖化係数
二酸化炭素(CO ₂)		1	二酸化炭素(CO ₂)		1
メタン(CH ₄)		28	メタン(CH ₄)		25
一酸化二窒素(N ₂ O)		265	一酸化二窒素(N ₂ O)		298
代替フロン等4ガス	ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)	4 ～ 12,400	代替フロン等4ガス	ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)	12 ～ 14,800
	パーフルオロカーボン類(PFCs)	6,630 ～ 11,100		パーフルオロカーボン類(PFCs)	7,390 ～ 17,340
	六ふっ化硫黄(SF ₆)	23,500		六ふっ化硫黄(SF ₆)	22,800
	三ふっ化窒素(NF ₃)	16,100		三ふっ化窒素(NF ₃)	17,200
5 計画の構成 (現行どおり)			5 計画の構成 (省略)		

埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正版（令和8年度見直し）

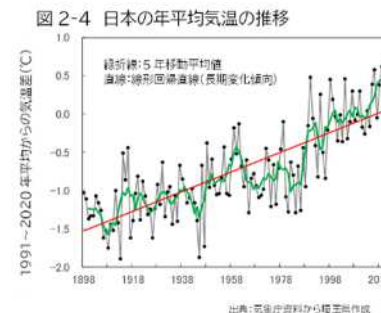
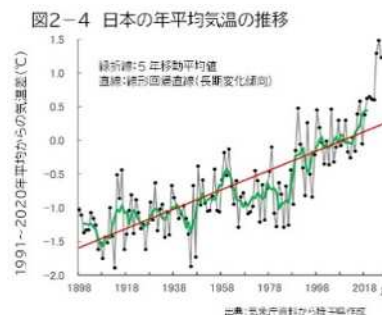
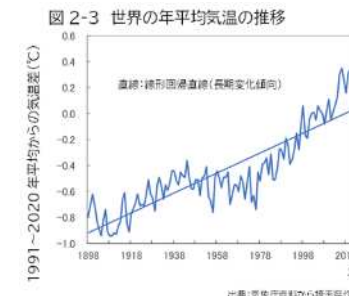
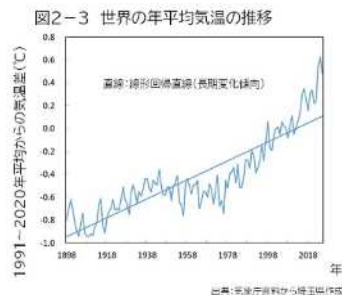
現行計画と素案の対照表

素案	現行計画
第2章 地球温暖化の状況と取組 1 地球温暖化のメカニズム 地球は太陽からのエネルギーにより暖められると同時に、熱エネルギー（赤外線）を宇宙に放射しています。大気中に含まれるCO₂などの温室効果ガスは、放射される熱エネルギーの一部を吸収し、地球の平均気温を人間や多くの生物が生きるのに適した温度に保っています(図2-1)。 18世紀に工業化が始まると、石炭や石油など化石燃料の燃焼を通じて大量のCO₂が大気中に排出されるようになりました。また、CO₂を吸収する森林の減少等の影響もあり、大気中のCO₂濃度は工業化以前の278ppmから大幅に上昇しており、<u>2024年には423.9ppmに達しました(図2-2)。地球から宇宙へ放射される赤外線の一部がCO₂などの温室効果ガスによって吸収されるため、地球全体のエネルギー収支が不均衡となり、余剰エネルギーが蓄積されることで、地球の平均気温が急速に上昇しています。これが地球温暖化のメカニズムです。</u> 急速な温暖化は、既に様々な自然環境に影響を及ぼしています。北極・南極・グリーンランドの海氷・氷床の減少、海面水位の上昇、熱波や極端な高温の頻度の増加などが顕在化しています。たとえば、<u>令和7年(2025年)7月に日本を襲った熱波については、地球温暖化の影響が無ければ起こり得なかったことがコンピュータ・シミュレーションにより判明しています。また、地球温暖化の進行に伴い、熱波や短時間強雨などの極端な気象現象については、その発生頻度や強度が増加していることが観測されており、今後さらに増加すると予測されています。</u> 図 2-2 世界の月平均大気中二酸化炭素濃度 出典:温室効果ガス世界資料センターのデータより埼玉県作成	第2章 地球温暖化の状況と取組 1 地球温暖化のメカニズム 地球は太陽からのエネルギーにより暖められると同時に、熱エネルギー（赤外線）を宇宙に放射しています。大気中に含まれるCO₂などの温室効果ガスは、放射される熱エネルギーの一部を吸収し、地球の平均気温を人間や多くの生物が生きるのに適した温度に保っています(図2-1)。 18世紀に工業化が始まると、石炭や石油など化石燃料の燃焼を通じて大量のCO₂が大気中に排出されるようになりました。また、CO₂を吸収する森林の減少等の影響もあり、大気中のCO₂濃度は工業化以前の278ppmから大幅に上昇しており、<u>2020年には413.2ppmに達しました(図2-2)。<u>濃度上昇に伴って大気中に留まる熱エネルギー量が増加し</u>、地球の平均気温が急速に上昇しています。これが地球温暖化のメカニズムです。</u> 急速な温暖化は、既に様々な自然環境に影響を及ぼしています。北極・南極・グリーンランドの海氷・氷床の減少、海面水位の上昇、熱波や極端な高温の頻度の増加などが顕在化しています。たとえば、<u>平成30年(2018年)7月に日本を襲った熱波については、地球温暖化の影響が無ければ起こり得なかったことがコンピュータ・シミュレーションにより判明しています。地球温暖化の進行に伴って極端な気象現象の発生頻度と強度が増加すると考えられています。</u> 図 2-2 世界の月平均大気中二酸化炭素濃度 出典:温室効果ガス世界資料センターのデータより埼玉県作成

埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正版（令和8年度見直し）

現行計画と素案の対照表

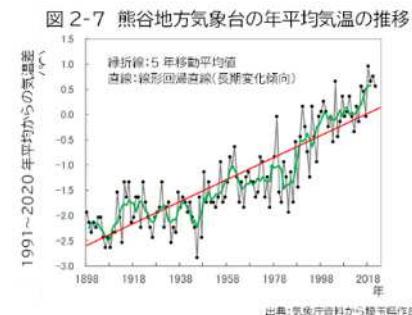
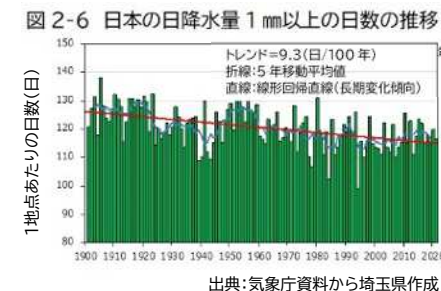
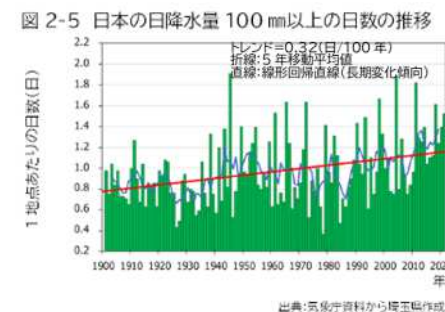
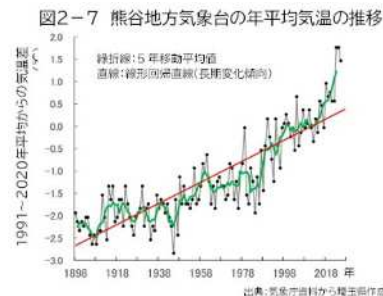
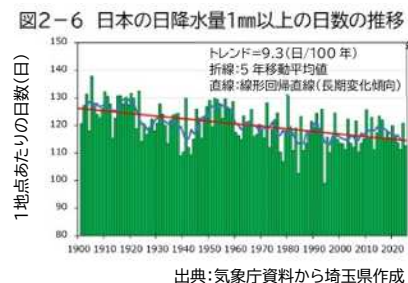
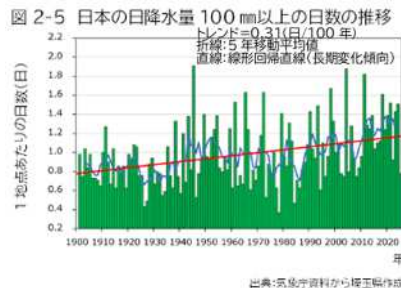
素案	現行計画
2 地球温暖化の状況 (1) 世界の状況 ① 気温の推移 世界の年平均気温は、1898年から2025年の間に0.83℃/100年の割合で上昇しました(図2-3)。特にここ12年間(2014～2025年)は、それ以前に最も高温であった2010年よりも高い年平均気温を記録しています。 また、2021年に公表されたIPCC第6次評価報告書では、1850年から1900年の平均気温に比べて、2011年から2020年の平均気温は、人間活動により0.84～1.10℃上昇したことが示されています。 ② 気温の将来予測 IPCC第6次評価報告書では、温室効果ガスの排出量が最も大きくなるシナリオ(SSP5-8.5シナリオ)において、「今世紀末には地球の平均気温は産業革命前より3.3℃～5.7℃上昇し、可能な限り削減努力を行う場合(SSP1-1.9シナリオ)でも「現在より1.0℃～1.8℃上昇」と予測されています(表2-1)。 (2) 日本の状況 ① 気温の推移等 日本の年平均気温は、長期的にみると上昇しています(図2-4)。1898年から2025年までの日本の気温上昇率(全国15地点の平均)は、100年当たり1.44℃となっており、世界の気温上昇率(0.83℃/100年)より大きくなっています。 地球温暖化による気温上昇は、一般的に高緯度ほど大きく、低緯度ほど小さくなっています。また、海上よりも陸上において上昇が大きくなっています。 そのため、中緯度に位置し、大陸に近い日本では、世界の平均と比べて気温上昇率が大きいと考えられています。	2 地球温暖化の状況 (1) 世界の状況 ① 気温の推移 年平均気温は1898年から2021年の間に0.77℃/100年の割合で上昇しました(図2-3)。特にここ8年間(2014～2021年)は、それ以前に最も高温であった1998年よりも高い平均気温を記録しています。 また、2021年に公表された気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第6次報告書では、1850年から1900年の平均気温に比べて、2011年から2020年の平均気温は、人間活動により0.84～1.10℃上昇したことが示されています ② 気温の将来予測 IPCC第6次評価報告書では、温室効果ガスの排出量が最も大きくなるシナリオ(SSP5-8.5シナリオ)では「今世紀末には地球の平均気温は産業革命前より3.3℃～5.7℃上昇し、可能な限り削減努力を行う場合(SSP1-1.9シナリオ)でも「現在より1.0℃～1.8℃上昇」と予測されています(表2-1)。 (2) 日本の状況 ① 気温の推移等 年平均気温は、長期的にみると上昇しています(図2-4)。1898年から2021年までの日本の気温上昇率(15地点の平均)は100年に換算すると1.28℃となっており、世界の気温上昇率(0.77℃/100年)より高くなっています。 地球温暖化による気温上昇は、一般的に高緯度ほど大きく、低緯度ほど小さくなっています。また、海上よりも陸上において上昇が大きくなっています。 そのため、中緯度に位置し、大陸に近い日本では世界の平均と比べて気温上昇が大きくなっていると考えられています。



埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正版（令和8年度見直し）

現行計画と素案の対照表

素案	現行計画
② 降水量 温暖化の影響により、雨の降り方にも変化がみられています。 1901年から2025年にかけて、日降水量(1日の降水量)が100mmを超えるような大雨の日数は、100年当たり0.31日のペースで増加してきました(図2-5)。 一方、日降水量1mm以上を観測した日数は、100年当たり9.3日のペースで減少しています(図2-6)。 このように、大雨の日数が増える反面、雨の降る日数(日降水量1mm以上の日数)は減るとい、極端な雨の降り方になる傾向がみられます。 (3) 本県の状況 本県では、日本の平均と比べて早いペースで気温が上昇しています。 熊谷地方気象台では、2007年(40.9℃)、2018年(41.1℃)と、度々日本最高気温を更新しています。更に、2025年8月5日には、鳩山アメダスで41.4℃を観測し、鳩山を含む県内の4地点で同時に日最高気温40℃以上を観測するなど、県全域での気温上昇が顕著となっています。	② 降水量 温暖化の影響により、雨の降り方にも変化がみられています。 日降水量(1日の降水量)が100mmを超えるような大雨の日数は増加しています(図2-5)。 一方、日降水量1mm以上を観測した日数は減少しています(図2-6)。 (3) 本県の状況 本県では、日本の平均と比べて早いペースで気温が上昇しています。 熊谷地方気象台においては、平成19年(2007年)に40.9℃、平成30年(2018年)に41.1℃と、度々日本最高気温を更新しており、暑さが厳しくなっています。
① 気温の推移 熊谷地方気象台の1898年から2025年までの気温上昇率は、100年当たり2.36℃となり、日本の平均気温の上昇率(1.44℃/100年)よりも高くなっています(図2-7)。 これは、地球温暖化による気温上昇に加え、都市化の進行に伴うヒートアイランド現象の影響によるものであると考えられています。 また、本県は内陸に位置し、フェーン現象の影響を受けやすいため、夏季日中の最高気温が高くなる傾向にあります。 特に、1980年以降の気温上昇は大きく、2023、2024年には観測開始以来最も高い年平均気温を観測しました。	① 気温の推移 熊谷地方気象台の1898年から2021年までの気温上昇率は、100年に換算すると2.19℃となり、日本の平均気温の上昇率(1.28℃/100年)よりも高くなっています(図2-7)。 これは、地球温暖化による気温上昇に加え、都市化の進行に伴うヒートアイランド現象の影響によるものと考えられています。 また、内陸に位置し、フェーン現象の影響を受けやすいため、夏季日中の最高気温が高くなる傾向にあります。 特に1980年以降の気温上昇は大きく、2018年には観測開始以来最も高い年平均気温を観測しました。



埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正版（令和8年度見直し）

現行計画と素案の対照表

素案	現行計画																														
② 猛暑日・熱帯夜日数 猛暑日や熱帯夜の日数は1980年代から2010年代にかけて一貫して増えていきます(表2-2)。 また、猛暑日は都市化が進んだ地域で多く発生しており、ヒートアイランド現象の影響がうかがえます。 表2-2 熊谷地方気象台の猛暑日・熱帯夜日数 <table><tr><th>年</th><th>猛暑日日数</th><th>熱帯夜日数</th></tr><tr><td>1986～1995</td><td>126</td><td>58</td></tr><tr><td>1996～2005</td><td>155</td><td>90</td></tr><tr><td>2006～2015</td><td>209</td><td>138</td></tr><tr><td>2016～2025</td><td>290</td><td>275</td></tr></table> 出典：気象庁資料から埼玉県作成 3 地球温暖化に関する主な取組 (1) 国際的な取組 ① パリ協定 (現行どおり) ② SDGs (現行どおり) ③ 科学的知見に基づいた国際社会からの要請 令和3年(2021年)8月にIPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないことが明記されました。 また、同年10月に開催された「国連気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)」では、最新の科学的知見に依拠しつつ、今世紀半ばでの温室効果ガス実質排出ゼロ及び令和12年(2030年)に向けて野心的な緩和策及び更なる適応策を締約国に求める内容となっています。特にこの10年における行動を加速させる必要があることが強調されています。 ④ 世界的なエネルギー価格の高騰への対応 令和3年(2021年)は新型コロナウイルス感染症からの経済回復に伴ってエネルギー需要が急拡大する一方で、世界的な天候不順や災害、化石資源への構造的な投資不足、地政学的緊張等の複合的な要因によってエネルギー供給が世界的に拡大せず、エネルギーの需給がひっ迫し、同年後半以降、歴史的なエネルギー価格の高騰が生じています。 令和4年(2022年)2月のロシアによるウクライナ侵略や令和8年(2026年)2月から続くイラン情勢の悪化に伴う、ホルムズ海峡の封鎖の影響など、近年の不安定な国際情勢においては、エネルギー供給の途絶や価格の急騰・乱高下など、不確実性が高まる可能性がある状況です。また、各国政府は、中長期的な脱炭素の流れを認識しながらも、アメリカをはじめとする一部の国が脱炭素に消極的な動きを見せています。	年	猛暑日日数	熱帯夜日数	1986～1995	126	58	1996～2005	155	90	2006～2015	209	138	2016～2025	290	275	② 猛暑日・熱帯夜日数 猛暑日や熱帯夜の日数は1980年代から2010年代にかけて一貫して増えていきます(表2-2)。 また、猛暑日は都市化が進んだ地域で多く発生しており、ヒートアイランド現象の影響がうかがえます。 表2-2 熊谷地方気象台の猛暑日・熱帯夜日数 <table><tr><th>年</th><th>猛暑日日数</th><th>熱帯夜日数</th></tr><tr><td>1982～1991</td><td>96</td><td>51</td></tr><tr><td>1992～2001</td><td>148</td><td>81</td></tr><tr><td>2002～2011</td><td>190</td><td>125</td></tr><tr><td>2012～2021</td><td>213</td><td>167</td></tr></table> 出典：気象庁資料から埼玉県作成 3 地球温暖化に関する主な取組 (1) 国際的な取組 ① パリ協定 (省略) ② SDGs (省略) ③ 科学的知見に基づいた国際社会からの要請 令和3年(2021年)8月に気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないことが明記されました。 また、同年10月に開催された「国連気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)」では、最新の科学的知見に依拠しつつ、今世紀半ばでの温室効果ガス実質排出ゼロ及び令和12年(2030年)に向けて野心的な緩和策及び更なる適応策を締約国に求める内容となっています。特にこの10年における行動を加速させる必要があることが強調されています。 ④ 世界的なエネルギー価格の高騰への対応 令和3年(2021年)は新型コロナウイルス感染症からの経済回復に伴ってエネルギー需要が急拡大する一方で、世界的な天候不順や災害、化石資源への構造的な投資不足、地政学的緊張等の複合的な要因によってエネルギー供給が世界的に拡大せず、エネルギーの需給がひっ迫し、同年後半以降、歴史的なエネルギー価格の高騰が生じています。 令和4年(2022年)2月のロシアによるウクライナ侵略により、世界のエネルギー情勢は混迷を深め、エネルギー価格の上昇は一過性のものにとどまらない可能性があります。各国政府は、中長期的な脱炭素の流れを認識しながらも、安定・安価なエネルギー供給を最優先に、価格抑制策や低所得者等への支援策、産油国・産ガス国への増産要請、備蓄の強化、調達先の多様化等の政策を展開しています。	年	猛暑日日数	熱帯夜日数	1982～1991	96	51	1992～2001	148	81	2002～2011	190	125	2012～2021	213	167
年	猛暑日日数	熱帯夜日数																													
1986～1995	126	58																													
1996～2005	155	90																													
2006～2015	209	138																													
2016～2025	290	275																													
年	猛暑日日数	熱帯夜日数																													
1982～1991	96	51																													
1992～2001	148	81																													
2002～2011	190	125																													
2012～2021	213	167																													

埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正版（令和8年度見直し）

現行計画と素案の対照表

素案	現行計画
このような中、我が国では、安定・安価なエネルギー供給を最優先に、価格抑制策や低所得者等への支援策、産油国・産ガス国への増産要請、備蓄の強化、調達先の多様化等の政策を展開しています。 (2) 日本の取組 国では、緩和策と適応策を両輪として、地球温暖化対策を推進しています。 令和3年(2021年)に地球温暖化対策推進法を改正し、2050年カーボンニュートラルを基本理念として法定化しました。また、国の地球温暖化に関する総合計画である「地球温暖化対策計画」及び中長期的なエネルギー政策の指針となる「第7次エネルギー基本計画」を令和7年(2025年)2月に閣議決定しました。これにより、令和12年度(2030年度)に温室効果ガスを平成25年度(2013年度)から46%削減する目標を堅持するとともに、令和17年度(2035年度)に60%、令和22年度(2040年度)に73%削減する新たな目標を設定し、脱炭素電源の最大限の活用を図りつつ、エネルギーの安定供給、経済成長及び脱炭素化の同時実現を目指すこととしています。 あわせて、災害・異常気象の頻発や気温上昇による熱中症救急搬送者数の増加など、気候変動の影響が既に顕在化してきています。その影響は、今後更に深刻化するおそれがあることから、平成30年(2018年)12月に気候変動適応法を施行し、気候変動影響による被害の回避・軽減対策である「適応策」を法的に位置付け、「気候変動適応計画」を策定しました。令和8年(2026年)2月には、気候変動影響の総合的な評価についての報告書である「第3次気候変動影響評価報告書」を公表し、農業、自然災害、健康等の7分野80項目について、影響の「重大性」、「緊急性」、「確信度」の観点から、3段階で評価しています。これを基に、国では令和8年度(2026年度)の「気候変動適応計画」の見直しに向けた議論を進めています。 また、令和7年(2025年)12月に開催された「第16回GX(グリーントランスフォーメーション)実行会議」では、世界的な動向に左右されずエネルギーの安定供給と経済成長の両立に向け、地域や産業の特性に応じた脱炭素投資を促進することにより、GXを加速化することとしています。 《カーボンニュートラル》 カーボンニュートラルとは、人間活動を発生源とする温室効果ガス排出量と森林等吸収源による吸収量が均衡する(実質的な排出量がゼロとなる)ことを意味します。	(2) 日本の取組 国では、緩和策と適応策を両輪として、地球温暖化対策を推進しています。 令和3年(2021年)に地球温暖化対策推進法を改正し、2050年カーボンニュートラルを基本理念として法定化しました。また、国の地球温暖化に関する総合計画である「地球温暖化対策計画」を令和3年(2021年)10月に5年ぶりに改定し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、令和12年度(2030年度)において温室効果ガスを平成25年度(2013年度)から46%削減することを目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくという極めて野心的な削減目標も示されました。 併せて、災害・異常気象の頻発や気温上昇による熱中症救急搬送者数の増加など、気候変動の影響が既に顕在化してきています。その影響は、今後更に深刻化するおそれがあることから、平成30年(2018年)12月に気候変動適応法を施行し、気候変動影響による被害の回避・軽減対策である「適応策」を法的に位置付けました。令和3年(2021年)10月には「気候変動適応計画」を変更し、防災、安全保障、農業、健康等の幅広い分野で適応策を拡充するとともに、KPIの設定による各施策の進捗状況の把握や「重大性」「緊急性」「確信度」に応じた適応策の特徴を考慮した「適応策の基本的考え方」を追加しました。 また、エネルギー需給に係る世界的な動向を踏まえ、令和4年(2022年)8月に開催された「第2回GX(グリーントランスフォーメーション)実行会議」では、足元の危機を施策の総動員で克服することと並行して、「不安定化する化石エネルギーへの過度の依存が安保・経済両面での国家リスクに直結」、「2050年カーボンニュートラル、2030年46%削減の目標達成にもGXは不可欠」との認識の下で、GXを加速化することとしています。 《カーボンニュートラル》 カーボンニュートラルとは、人間活動を発生源とする温室効果ガス排出量と森林等吸収源による吸収量が均衡する(実質的な排出量がゼロとなる)ことを意味します。

埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正版（令和8年度見直し）

現行計画と素案の対照表

素案	現行計画
カーボンニュートラルの実現には、徹底した省エネによりエネルギー消費量を大幅に削減するとともに、使用するエネルギーの脱炭素化(再エネ電気やバイオマス、水素等へのエネルギー転換)を進める必要があります。 また、将来に向けて、CCUS、DACCS等の新技術の実用化・導入が期待されており、2027年度にはこれらの新技術による削減量について定める『2027年IPCC方法論報告書』が承認予定です。 (3) 本県の取組 令和2年度(2020年度)から令和12年度(2030年度)を計画期間とする「地球温暖化対策実行計画(第2期)」を令和2年(2020年)3月に定め、地球温暖化対策を推進しています。 また、2050年(令和32年)カーボンニュートラルの実現に向けた道筋の中で当面の節目となる2030年度(令和12年度)目標の達成に資するよう、施策の実効性や進捗管理の在り方を改めて点検・整理するため、本県の「埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)」を令和5年(2023年)3月に改正しました。 緩和策として、産業・業務その他部門では、温室効果ガス排出量を削減するための地球温暖化対策計画の作成・提出・公表の義務付けや、大規模事業所に対する目標設定型排出量取引制度による計画的な取組促進を行っています。 家庭部門では、家庭用燃料電池(エネファーム)や蓄電池などの普及拡大に向けた取組を実施しています。また、冷暖房の使用によりエネルギー使用量が増える夏と冬に、省エネにより地球温暖化防止に取り組むライフスタイルキャンペーンを行っています。キャンペーンでは、クールビズ・ウォームビズなどの呼び掛けのほか、簡単なチェックシートで省エネ生活に取り組む「エコライフDAY&WEEK」を実施しています。 運輸部門では、電気自動車(EV)やプラグインハイブリッド自動車(PHV)など電動車や低燃費車の普及に取り組むとともに、エコドライブの普及を促進しています。 適応策については、農業分野(コメの高温耐性品種の開発)や自然災害分野(治水対策)、健康分野(熱中症対策)などの取組を推進しています。 今後は、国際情勢や国の動向等をより注視しながら、本県の地球温暖化対策の取組を進めていく必要があります。	カーボンニュートラルの実現には、徹底した省エネによりエネルギー消費量を大幅に削減するとともに、使用するエネルギーの脱炭素化(再エネ電気やバイオマス、水素等へのエネルギー転換)を進める必要があります。 また、将来に向けて、CCUS、DACCS等の新技術の実用化・導入が期待されています。 (3) 本県の取組 令和2年度(2020年度)から令和12年度(2030年度)を計画期間とする「地球温暖化対策実行計画(第2期)」を令和2年(2020年)3月に定め、地球温暖化対策を推進しています。 緩和策として、産業・業務その他部門では、温室効果ガス排出量を削減するための地球温暖化対策計画の作成・提出・公表の義務付けや、大規模事業所に対する目標設定型排出量取引制度の導入を行っています。 家庭部門では、家庭用燃料電池(エネファーム)や蓄電池、V2Hなどの普及拡大に向けた取組を実施しています。また、冷暖房の使用によりエネルギー使用量が増える夏と冬に、省エネにより地球温暖化防止に取り組むライフスタイルキャンペーンを行っています。キャンペーンでは、クールビズ・ウォームビズなどの呼び掛けのほか、簡単なチェックシートで省エネ生活に取り組む「エコライフDAY・WEEK」を実施しています。 運輸部門では、電気自動車(EV)やプラグインハイブリッド自動車(PHV)など電動車や低燃費車の普及に取り組むとともに、エコドライブを推進しています。 適応策については、農業分野(コメの高温耐性品種の開発)や自然災害分野(治水対策)、健康分野(熱中症対策)などの取組を推進しています。 今後は、国際情勢や国の動向等をより注視しながら、本県の地球温暖化対策の取組を進めていく必要があります。

埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正版（令和8年度見直し）

現行計画と素案の対照表

素案	現行計画
第3章 目指すべき将来像 1 本県の目指すべき将来像 県の総合計画である「埼玉県5か年計画」では、2040年を見据えた県の目指す将来像として「<u>環境分野の施策を統合的に推進し、環境の保全と経済の成長・発展を両立させることにより、豊かな自然と共生した持続可能な社会を実現する</u>」ことを掲げています。 第2章で示したように国内外の地球温暖化対策に関する目標は、温室効果ガスの人為的排出と吸収を均衡させた「カーボンニュートラル」の達成へとシフトしています。また、既に顕在化している気候変動の影響は、将来的にますます大きくなり、県民の生命や財産を守っていくためには気候変動に適応することが極めて重要です。 こうした状況を踏まえ、本県では国、市町村はもとより県民や事業者とワンチームとなって、省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの最大限導入、エネルギーの効率的利用の促進に取り組み、カーボンニュートラルの実現、気候変動に適応した持続可能な社会の実現を目指すべき将来像として掲げます。 また、カーボンニュートラルの実現に当たっては、県民や企業が環境負荷を低減して環境を守るとともに、技術革新やエネルギーの効率的利用の取組が経済成長につながる好循環を生み出すことを目指します。 なお、将来像の実現時期は、地球温暖化対策推進法及び国の地球温暖化対策計画を踏まえ、令和32年(2050年)とします。 本県の目指すべき将来像 カーボンニュートラルが実現し、気候変動に適応した持続可能な埼玉 2 各部門・分野における将来の姿 (現行どおり)	第3章 目指すべき将来像 1 本県の目指すべき将来像 県の総合計画である「埼玉県5か年計画」では、2040年を見据えた県の目指す将来像として「<u>再生可能エネルギーの普及拡大や分散型エネルギーの利活用などによって脱炭素社会へ近づくとともに、水やみどりを守り育む県民や企業が増え、豊かな自然に人が集まり、にぎわう社会を目指す</u>」ことを掲げています。 第2章で示したように国内外の地球温暖化対策に関する目標は、温室効果ガスの人為的排出と吸収を均衡させた「カーボンニュートラル」の達成へとシフトしています。また、既に顕在化している気候変動の影響は、将来的にますます大きくなり、県民の生命や財産を守っていくためには気候変動に適応することが極めて重要です。 こうした状況を踏まえ、本県では国、市町村はもとより県民や事業者とワンチームとなって、省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの最大限導入、エネルギーの効率的利用の促進に取り組み、カーボンニュートラルの実現、気候変動に適応した持続可能な社会の実現を目指すべき将来像として掲げます。 また、カーボンニュートラルの実現に当たっては、県民や企業が環境負荷を低減して環境を守るとともに、技術革新やエネルギーの効率的利用の取組が経済成長につながる好循環を生み出すことを目指します。 なお、将来像の実現時期は、地球温暖化対策推進法及び国の地球温暖化対策計画を踏まえ、令和32年(2050年)とします。 本県の目指すべき将来像 カーボンニュートラルが実現し、気候変動に適応した持続可能な埼玉 2 各部門・分野における将来の姿 (省略)

埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正版（令和8年度見直し）

現行計画と素案の対照表

素案	現行計画
第4章 温室効果ガス削減目標 1 本県の温室効果ガス削減目標 (1) 将来推計の方法 (現行どおり) (2) 将来推計の結果 本県では、少子高齢化の影響で働き手が減少するものの、労働生産性の向上により、令和12年度(2030年度)時点で年率0.7%程度の経済成長を維持する見通しです。BAUケースにおける令和12年度(2030年度)の温室効果ガス排出量は5,170万t-CO ₂ となり、平成25年度(2013年度)の水準を10.1%上回ります(図4-1)。 平成25年度(2013年度)から令和12年度(2030年度)にかけて、県内総人口は723万人から718万人まで減少する一方、県民1人当たり温室効果ガス排出量は6.5t-CO ₂ /人から7.2t-CO ₂ へと増加します。部門・分野別に見ると、産業・家庭部門のCO ₂ とその他温室効果ガス(主にハイドロフルオロカーボン類)の排出量増加が顕著です。	第4章 温室効果ガス削減目標 1 本県の温室効果ガス削減目標 (1) 将来推計の方法 (省略) (2) 将来推計の結果 本県では、少子高齢化の影響で働き手が減少するものの、労働生産性の向上により、令和12年度(2030年度)時点で年率0.7%程度の経済成長を維持する見通しです。BAUケースにおける令和12年度(2030年度)の温室効果ガス排出量は5,170万t-CO ₂ となり、平成25年度(2013年度)の水準を10.1%上回ります(図4-1)。 平成25年度(2013年度)から令和12年度(2030年度)にかけて、県内総人口は723万人から718万人まで減少する一方、県民1人当たり温室効果ガス排出量は6.5t-CO ₂ /人から7.2t-CO ₂ へと増加します。部門・分野別に見ると、産業・家庭部門のCO ₂ とその他温室効果ガス(主にハイドロフルオロカーボン類)の排出量増加が顕著です。
図4-1 県内温室効果ガス排出量の実績値とBAUケース推計値	図4-1 県内温室効果ガス排出量の実績値とBAUケース推計値
(3) 排出削減目標の設定 目指すべき将来像の実現に向けて県民、事業者、環境保全活動団体、行政などの各主体がそれぞれの責任と役割を果たし、地球温暖化対策を進めていくため、温室効果ガスの排出削減目標を設定します(図4-2)。 ① 基準年度 (現行どおり) ② 目標年度 (現行どおり)	(3) 排出削減目標の設定 目指すべき将来像の実現に向けて県民、事業者、環境保全活動団体、行政などの各主体がそれぞれの責任と役割を果たし、地球温暖化対策を進めていくため、温室効果ガスの排出削減目標を設定します(図4-2)。 ① 基準年度 (省略) ② 目標年度 (省略)

埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正版（令和8年度見直し）

現行計画と素案の対照表

素案	現行計画
③ 削減率 2030年度の社会的、経済的将来予測を考慮し、国の地球温暖化対策計画を踏まえて、本県が行うべき対策の削減効果を算定し、目標年度における基準年度比の削減率を46%とします。 令和12年度(2030年度)における埼玉県の温室効果ガス排出量を 平成25年度(2013年度)比 46%削減 する。 【個別目標】 令和12年度(2030年度)における温室効果ガス排出量削減目標(46%)のうち、 県民・事業者の省エネなどの取組による削減率 28.1% を目指す。 なお、「埼玉県5か年計画(計画期間:令和9年度～令和13年度)」では、政策指標 (重要目標達成指標)として、令和13年度(2031年度)の「温室効果ガス排出量削減 目標(48.8%)のうち、県民・事業者の省エネなどの取組による削減率29.7%」を掲 げています。 ④ 部門別の削減見込み 各部門の削減見込み(需要側対策)については、国の「地球温暖化対策計画に おける対策の削減量の根拠」を参考に、それぞれの対策における県の進捗状況を 加味して算出しました(表4-2)。各部門の削減量は参考値であり、県全体の総量 目標(令和12年度(2030年度)に平成25年度(2013年度)比46%削減)に基 づき削減を進めます。 また、令和8年度見直しにあたり、第2期計画改正時の部門別削減率に基づく 2030年度の温室効果ガス排出量の目安を算出しました(表4-3)。 ア 需要側対策 (現行どおり) イ 供給側対策 (現行どおり)	③ 削減率 2030年度の社会的、経済的将来予測を考慮し、国の地球温暖化対策計画を踏まえて、本県が行うべき対策の削減効果を算定し、目標年度における基準年度比の削減率を46%とします。 令和12年度(2030年度)における埼玉県の温室効果ガス排出量を 平成25年度(2013年度)比 46%削減 する。 【中間目標】 令和8年度(2026年度)における埼玉県の温室効果ガス排出量を 平成25年度(2013年度)比 35%削減 する。 電力排出係数を令和元年度(2019年度)固定(0.457kg-CO₂/kWh)とした場合 令和8年度(2026年度)に平成25年度(2013年度)比で25%削減する。 ④ 部門別の削減見込み 各部門の削減見込み(需要側対策)については、国の「地球温暖化対策計画に おける対策の削減量の根拠」を参考に、それぞれの対策における県の進捗状況を 加味して算出しました(表4-2)。なお、各部門の削減量は参考値であり、県全体 の総量目標(令和12年度(2030年度)に平成25年度(2013年度)比46%削 減)に基づき削減を進めます。 ア 需要側対策 (省略) イ 供給側対策 (省略)

埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正版（令和8年度見直し）

現行計画と素案の対照表

素案										現行計画										
表4-2 第2期計画(改正版)における部門別の温室効果ガス排出量の削減見込み (単位:万t-CO ₂)										表4-2 部門別の温室効果ガス排出量の現状と削減見込み (単位:万t-CO ₂)										
二酸化炭素		2013年度 (基準年度)	2030年度(目標年度)							2013年度 (基準年度)	2030年度(目標年度)									
			BAU	需要側対策 による削減 見込量	供給側対策 による削減 見込量	削減見込量 計	対策後 排出見込量	2013年度比 削減量	2013年度比 削減率		BAU	需要側対策 による削減 見込量	供給側対策 による削減 見込量	削減見込量 計	対策後 排出見込量	2013年度比 削減量	2013年度比 削減率			
		A	B	C	D	E(C+D)	F(B-E)	G(A-F)	H(G/A)	A	B	C	D	E(C+D)	F(B-E)	G(A-F)	H(G/A)			
		産業部門	998	1,144	262	361	623	521	477	47.8%	産業部門	998	1,144	262	361	623	521	477	47.8%	
業務その他部門	1,022	1,075	186	435	621	454	568	55.6%	業務その他部門	1,022	1,075	186	435	621	454	568	55.6%			
家庭部門	1,116	1,244	202	525	727	517	599	53.7%	家庭部門	1,116	1,244	202	525	727	517	599	53.7%			
運輸部門	966	981	295	25	320	661	305	31.6%	運輸部門	966	981	295	25	320	661	305	31.6%			
廃棄物 ^{※1}	116	116	51		51	65	51	44.0%	廃棄物 ^{※1}	116	116	51		51	65	51	44.0%			
工業プロセス	251	216	3		3	213	38	15.1%	工業プロセス	251	216	3		3	213	38	15.1%			
その他温室効果ガス ^{※2}	228	394	295		295	99	129	56.6%	その他温室効果ガス ^{※2}	228	394	295		295	99	129	56.6%			
合計	4,697	5,170	1,294	1,346	2,640	2,530	2,167	46.1%	合計	4,697	5,170	1,294	1,346	2,640	2,530	2,167	46.1%			
※1 廃棄物には CH ₄ 及び N ₂ O を含みます。										※1) 廃棄物には CH ₄ 及び N ₂ O を含みます。										
※2 その他温室効果ガスには吸収源対策を含みます。										※2) その他温室効果ガスには吸収源対策を含みます。										
表4-3 第2期計画(令和8年度見直し)における部門別の温室効果ガスの削減見込み(目安) (単位:万 t-CO ₂)																				
二酸化炭素		2013 年度 ^{※3} 実績 (基準年度)		2030 年度 ^{※4※5} 目安 (目標年度)		2013 年度比 削減率				二酸化炭素		2013 年度 ^{※3} 実績 (基準年度)		2030 年度 ^{※4※5} 目安 (目標年度)		2013 年度比 削減率				
	産業部門	998		521		47.8%						産業部門	998		521		47.8%			
	業務その他部門	1,022		454		55.6%						業務その他部門	1,022		454		55.6%			
	家庭部門	1,140		528		53.7%						家庭部門	1,140		528		53.7%			
	運輸部門	966		661		31.6%						運輸部門	966		661		31.6%			
	廃棄物 ^{※6}	89		50		44.0%						廃棄物 ^{※6}	89		50		44.0%			
	工業プロセス	241		205		15.1%						工業プロセス	241		205		15.1%			
その他温室効果ガス ^{※7}	200		87		56.6%				その他温室効果ガス ^{※7}	200		87		56.6%						
合計	4,655		2,508		46.1%				合計	4,655		2,508		46.1%						
※3 国の統計の見直し等により、今後再計算される可能性があります。																				
※4 最新の統計等に基づく推計値であり、今後の社会経済的条件により変更となる可能性があります。																				
※5 各部門の数値は目安値として掲載しています。																				
※6 廃棄物には CH ₄ 及び N ₂ O を含みます。																				
※7 その他温室効果ガスには吸収源対策を含みます。																				
2 推進の方向性										2 推進の方向性										
(現行どおり)										(省略)										
第5章 緩和策										第5章 緩和策										
1 緩和策の体系										1 緩和策の体系										
本計画に掲げる温室効果ガス削減目標及びSDGs目標を達成するため、また、目指すべき将来像を実現するため、温室効果ガス排出削減対策(緩和策)に取り組みます(図5-1)。										本計画に掲げる温室効果ガス削減目標及びSDGs目標を達成するため、また、目指すべき将来像を実現するため、温室効果ガス排出削減対策(緩和策)に取り組みます(図5-1)。										

埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正版（令和8年度見直し）

現行計画と素案の対照表

素案	現行計画
図5-1 緩和策の体系(主な施策、関連するSDGs目標) 緩和策 産業・業務 ・サーキュラーエコノミー(循環経済)の取組支援 ・中小企業における省エネルギー対策の促進 ・ESG金融の活用 ・目標設定型排出量取引制度の推進【150万t-CO₂】 ・既存建物のエコオフィス化に対する支援 ・県庁の率先行動【27万t-CO₂】 家庭 ・脱炭素社会の実現に向けたライフスタイルへの転換【3万t-CO₂】 ・省エネ性能の高い住宅の普及促進【38万t-CO₂】 ・エコリフォームの普及促進【50万t-CO₂】 運輸 ・EV・PHVの普及推進【129万t-CO₂】 ・エコドライブの普及促進 ・公用車への電動車の率先導入 廃棄物、その他ガス ・太陽電池モジュール(太陽光パネル)のリユース・リサイクルの推進 ・プラスチック資源の循環的利用の推進【47万t-CO₂】 ・市町村と連携した持続可能な廃棄物処理の推進 吸収源 ・適正な森林の整備・保全の推進【15万t-CO₂】 ・身近な緑の創出【4万t-CO₂】 部門横断 ・「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」の推進による持続可能なまちづくり ・市町村の支援 エネルギー ・非化石証書⁴⁴の活用による再生可能エネルギーの地産地消の推進 ・エネルギーの効率的な利用の促進【130万t-CO₂】 【 】内の数値は各施策による温室効果ガス削減見込量の目安。需要側対策 1,294 万 t (P.25 表 4-2)の内数。数値の記載がない施策については、「他の施策に効果が含まれている」「他の施策の効果との切り分けが難しい」等の理由により、個別施策の削減効果としては算出していない。	図5-1 緩和策の体系(主な施策、関連するSDGs目標) 緩和策 産業・業務 ・サーキュラーエコノミー(循環経済)の取組支援 (新規) ・中小企業における省エネルギー対策の促進 ・ESG金融の活用(新規) ・目標設定型排出量取引制度の推進【150万t】 ・既存建物のエコオフィス化に対する支援 ・県庁の率先行動【27万t】 家庭 ・脱炭素社会の実現に向けたライフスタイルへの転換【3万t】 ・省エネ性能の高い住宅の普及促進【38万t】 ・エコリフォームの普及促進【50万t】 運輸 ・EV・PHVの普及推進【120万t】 ・カーシェアリング・レンタカー事業におけるEVの導入促進(新規)【9万t】 ・公用車への電動車の率先導入 廃棄物、その他ガス ・太陽電池モジュール(太陽光パネル)のリユース・リサイクルの推進 ・プラスチック資源の循環的利用の推進【47万t】 ・市町村と連携した持続可能な廃棄物処理の推進(新規) 吸収源 ・適正な森林の整備・保全の推進【15万t】 ・身近な緑の創出【4万t】 部門横断 ・「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」の推進による持続可能なまちづくり(新規) ・脱炭素先行地域の創出支援(新規) エネルギー ・非化石証書⁴⁴の活用による再生可能エネルギーの地産地消の推進(新規) ・エネルギーの効率的な利用の促進【130万t】 【 】内の数値は各施策による温室効果ガス削減見込量の目安。需要側対策 1,294 万 t (P.25 表 4-2)の内数。数値の記載がない施策については、「他の施策に効果が含まれている」「他の施策の効果との切り分けが難しい」等の理由により、個別施策の削減効果としては算出していない。
2 各部門・分野の緩和策 (1) 産業・業務 ① 事業活動における温室効果ガス排出削減対策の促進・支援の充実 中小企業等に対する各種支援の充実に努め、省エネルギー化やCO₂削減を促	2 各部門・分野の緩和策 (1) 産業・業務 ① 事業活動における温室効果ガス排出削減対策の促進・支援の充実 中小企業等に対する各種支援の充実に努め、省エネルギー化やCO₂削減を促

埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正版（令和8年度見直し）

現行計画と素案の対照表

素案	現行計画
進みます。 ・ サークュラーエコノミー(循環経済)の取組支援 ワンストップ支援拠点を設置し、県内企業からのサーキュラーエコノミーに関する相談対応や普及啓発を行うとともに、<u>再資源化技術高度化支援</u>などリーディングモデルの構築に取り組み、県内におけるサーキュラーエコノミーを推進します。 ・ 中小企業における省エネルギー対策の促進 設備投資促進資金による低利融資、EMS等設備への補助制度などにより、地球温暖化対策に取り組む中小企業等のCO₂排出削減設備導入や資金調達に対する支援を行います。 <u>また、「埼玉県カーボンニュートラル推進分科会」を活用し、県内中小企業等のカーボンニュートラル実現に向けた取組や自発的な環境投資の促進を図ります。</u> ・ 暑さ対策に資する省エネ設備等の導入の促進 <u>省エネ診断などを通じて、中小企業等における省エネ対策と同時に断熱対策や遮熱対策を促進します。</u> ・ 省エネルギーによる中小企業の経営力向上の促進 専門家と連携して省エネ診断や省エネに関する提案・助言を行うことにより、中小企業の省エネルギー対策を進め、<u>中小企業の省エネルギー化や経営力向上を促進します。</u> ・ 事業者の省エネルギー・CO₂削減取組の普及啓発 事業者の省エネルギー・CO₂削減への取組事例を積極的に発信し、他の事業者の環境に配慮した取組を促進します。 ・ 事業者の環境マネジメントへの取組の促進 事業活動において環境に配慮した優れた取組を実施している事業所を認証する「エコアップ認証制度」の推進により、事業者の環境マネジメントへの取組を促進します。 ・ 環境分野におけるSDGsの取組の促進 SDGsに自ら取り組む県内企業・団体等を登録する「埼玉県SDGsパートナー」登録制度により、企業・団体等のSDGsの取組を支援します。 <u>また、高いレベルでサステナブル経営(持続可能な経営)に取り組んでいる中小企業を県が認証することや、企業に対してメールマガジンやセミナーの開催などによる情報発信を行うことで、企業の持続可能な経営を支援します。</u>	進みます。 ・ サークュラーエコノミー(循環経済)の取組支援 <u>（新規）</u> ワンストップ支援拠点を設置し、県内企業からのサーキュラーエコノミーに関する相談対応や普及啓発を行うとともに、<u>ビジネスモデルの創出支援</u>などリーディングモデルの構築に取り組み、県内におけるサーキュラーエコノミーを推進します。 ・ 中小企業における省エネルギー対策の促進 設備投資促進資金による低利融資、EMS等設備への補助制度などにより、地球温暖化対策に取り組む中小企業等のCO₂排出削減設備導入や資金調達に対する支援を行います。 ・ 暑さ対策に資する省エネ設備等の導入支援 <u>断熱対策や遮熱対策を行う中小企業等の設備導入に対する支援を行い、省エネ対策と同時に排熱対策を促進します。</u> ・ 省エネルギーによる中小企業の経営力向上の促進 専門家と連携して省エネ診断や省エネに関する提案・助言を行うことにより、中小企業の省エネルギー対策を進め、経営力向上を促進します。 ・ 事業者の省エネルギー・CO₂削減取組の普及啓発 事業者の省エネルギー・CO₂削減への取組事例を積極的に発信し、他の事業者の環境に配慮した取組を促進します。 ・ 事業者の環境マネジメントへの取組の促進 事業活動において環境に配慮した優れた取組を実施している事業所を認証する「エコアップ認証制度」の推進により、事業者の環境マネジメントへの取組を促進します。 ・ 環境分野におけるSDGsの取組の促進 SDGsに自ら取り組む県内企業・団体等を登録する「埼玉県SDGsパートナー」登録制度により、企業・団体等のSDGsの取組を支援します。 <u>特に環境分野については、「埼玉県環境SDGs取組宣言企業制度」により事業者の取組をPRするとともに、モデル事例の共有、業界団体との連携により、環境分野のSDGsの取組を促進します。</u>

埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正版（令和8年度見直し）

現行計画と素案の対照表

素案	現行計画
・ ESG金融の促進 環境問題や社会的課題の解決に資する事業の財源とするため埼玉県ESG債等を発行し、県民や県内企業からの投資を呼び込むことで、SDGsの理解促進に繋がります。また、金融機関と連携したESG投資への移行等も視野に入れ、SDGsに関し優れた取組を行う企業等を表彰することなどにより企業価値の向上を図るとともに、優れた取組の横展開を図ります。 ・ 環境配慮企業への評価 入札参加資格審査において環境配慮の取組を行う<u>県内企業</u>を評価することで、県内企業の環境意識の醸成を図ります。 ・ 脱炭素・再生可能エネルギー市場の人材育成 職業訓練事業において脱炭素・再生可能エネルギー市場の人材育成に係る内容の一部を訓練科目に取り入れるなど、人材育成支援を行います。 ② 大規模事業所における温室効果ガス排出削減対策の促進 目標設定型排出量取引制度などにより、大規模事業所における温室効果ガス排出削減を進めます。 ・ 目標設定型排出量取引制度の推進 温室効果ガスを多く排出する大規模事業所を対象とした「<u>目標設定型排出量取引制度</u>」を推進し、対象事業所における第4削減計画期間の目標削減率の達成を目指します。 ・ 地球温暖化対策計画制度の推進 県内で温室効果ガスを多く排出する事業者を対象とした「地球温暖化対策計画制度」を推進します。 ・ 企業立地時における地球温暖化対策の実施要請 環境影響評価制度により、企業立地を行う際に、環境に配慮した事業計画の策定を事業者にも要請します。 ③ 建築物・設備の低炭素化 新築・既存を問わず、建築物や設備の省エネ・環境性能の向上を目指します。また、低炭素型の建築物等が正しく評価される仕組みづくりを促進します。 ・ 新築建物における省エネ・環境性能の向上 一定規模以上の建築物の新築又は増築等を対象に省エネルギー、太陽光の利用、コージェネレーションシステム、資源有効活用、ヒートアイランド対策や緑	・ ESG金融の促進(新規) 環境問題や社会的課題の解決に資する事業の財源とするため埼玉県ESG債等を発行し、県民や県内企業からの投資を呼び込むことで、<u>埼玉版SDGs</u>の理解促進に繋がります。また、金融機関と連携したESG投資への移行等も視野に入れ、SDGsに関し優れた取組を行う企業等を表彰することなどにより企業価値の向上を図るとともに、優れた取組の横展開を図ります。 ・ 環境配慮企業への評価 入札参加資格審査において環境配慮の取組を行う企業を評価することで、県内企業の環境意識の醸成を図ります。 ・ 脱炭素・再生可能エネルギー市場の人材育成(新規) 職業訓練事業において脱炭素・再生可能エネルギー市場の人材育成に係る内容の一部を訓練科目に取り入れるなど、人材育成支援を行います。 ② 大規模事業所における温室効果ガス排出削減対策の促進 目標設定型排出量取引制度などにより、大規模事業所における温室効果ガス排出削減を進めます。 ・ 目標設定型排出量取引制度の推進 温室効果ガスを多く排出する大規模事業所を対象とした「目標設定型排出量取引制度」を推進します。 ・ 地球温暖化対策計画制度の推進 県内で温室効果ガスを多く排出する事業者を対象とした「地球温暖化対策計画制度」を推進します。 ・ 企業立地時における地球温暖化対策の実施要請 環境影響評価制度により、企業立地を行う際に、環境に配慮した事業計画の策定を事業者にも要請します。 ③ 建築物・設備の低炭素化 新築・既存を問わず、建築物や設備の省エネ・環境性能の向上を目指します。また、低炭素型の建築物等が正しく評価される仕組みづくりを促進します。 ・ 新築建物における省エネ・環境性能の向上 一定規模以上の建築物の新築又は増築等を対象に省エネルギー、太陽光の利用、コージェネレーションシステム、資源有効活用、ヒートアイランド対策や緑

埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正版（令和8年度見直し）

現行計画と素案の対照表

素案	現行計画
化などの環境配慮計画の作成・届出制度を運用し、環境性能の向上を図ります。 また、建築物総合環境性能評価システム「CASBEE埼玉県」による対象建築物の評価を公表します。 ・環境に配慮した建築物に対するインセンティブ(優遇措置)の付与 環境に配慮した建築物に対して、総合設計制度を活用し、容積率の上乗せの仕組みを適用します。 ・低炭素建築物新築等計画の認定 市街化区域等における低炭素建築物新築等計画の認定により、省エネルギー性能の高い住宅・建築物の普及を進めます。 ・既存建物のエコオフィス化に対する支援 既存建物について、省エネ診断などを通じて改修時などにおけるエコオフィス化を支援します。 ・浄化槽の省エネ化促進 中・大型合併処理浄化槽への高効率設備導入を行うための支援制度を周知することにより、浄化槽の省エネ化を促進します。 ④ オフィスや街区の低炭素化 オフィスで使用される機器のグリーン化等により、建物・街区の低炭素化を進めます。 ・グリーンITの推進 クラウド技術を活用し、サーバー機器等の削減を図るとともに、省エネルギー性に優れた機器を導入するなどしてグリーンITを推進します。 ・グリーン調達の推進 「埼玉県グリーン調達・環境配慮契約推進方針」に基づく率先行動として、庁内で使用する事務用消耗品等について、環境に配慮した物品を購入します。 また、県民、事業者等にも環境に配慮した物品の購入を呼びかけます。 ・道路照明灯のLED化 道路照明灯について、消費電力の少ないLED灯への転換を推進します。 ・商店街の省エネ化の促進 歩行者の安全・安心の確保による商店街のにぎわい創出と省エネ化を両立するため、商店街が行う街路灯のLED化などの環境配慮型施設整備に対して	化などの環境配慮計画の作成・届出制度を運用し、環境性能の向上を図ります。 また、CASBEE(建築物総合環境性能評価システム)などの評価システムを活用し、対象建築物の評価を公表します。 ・環境に配慮した建築物に対するインセンティブ(優遇措置)の付与 環境に配慮した建築物に対して、総合設計制度を活用し、容積率の上乗せの仕組みを適用します。 ・低炭素建築物新築等計画の認定 市街化区域等における低炭素建築物新築等計画の認定により、省エネルギー性能の高い住宅・建築物の普及を進めます。 ・既存建物のエコオフィス化に対する支援 既存建物について、省エネ診断などを通じて改修時などにおけるエコオフィス化を支援します。 ・浄化槽の省エネ化促進 中・大型合併処理浄化槽への高効率設備導入を行うための支援制度を周知することにより、浄化槽の省エネ化を促進します。 ④ オフィスや街区の低炭素化 オフィスで使用される機器のグリーン化等により、建物・街区の低炭素化を進めます。 ・グリーンITの推進 クラウド技術を活用し、サーバー機器等の削減を図るとともに、省エネルギー性に優れた機器を導入するなどしてグリーンITを推進します。 ・グリーン調達の推進 「埼玉県グリーン調達・環境配慮契約推進方針」に基づく率先行動として、庁内で使用する事務用消耗品等について、環境に配慮した物品を購入します。 また、県民、事業者等にも環境に配慮した物品の購入を呼びかけます。 ・道路照明灯のLED化 道路照明灯について、消費電力の少ないLED灯への転換を推進します。 ・商店街の省エネ化の促進 歩行者の安全・安心の確保による商店街のにぎわい創出と省エネ化を両立するため、商店街が行う街路灯のLED化などの環境配慮型施設整備に対して

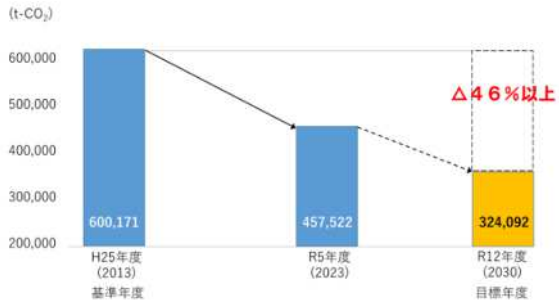
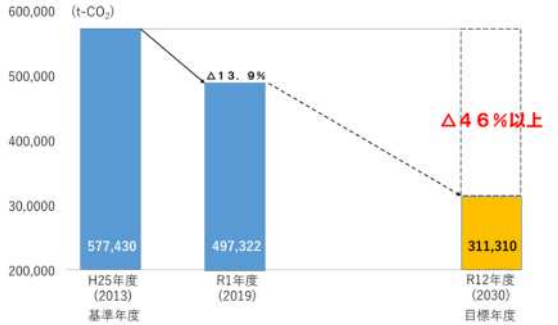
埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正版（令和8年度見直し）

現行計画と素案の対照表

素案	現行計画
補助を行います。 ⑤ 県庁の率先行動 県自らの事業活動における省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの最大限導入、エネルギーの効率的利用を推進します。 ・ 県有施設への太陽光発電の率先導入 「太陽光発電設備の設置ガイドライン」を運用し、県有施設の新設や大規模な改築の際に、太陽光発電設備の設置について検討し、率先して太陽光発電を導入します。あわせて、県有施設の未利用部分の活用やパロブスカイトなどの次世代型太陽電池の導入についても検討します。 <u>また、設置後も適切な維持管理によって発電量の維持に努めます。</u> ・ 県有施設の再生可能エネルギー利用 地域における再生可能エネルギー電力への切り替えを促進するため、庁舎など県が所有する施設で使用する電力の再生可能エネルギー電力への切り替えに最大限取り組みます。 ・ 公用車への電動車の率先導入 公用車の更新時に、EVやPHVをはじめとした電動車や九都県市指定低公害車の率先導入を進めます。 ・ 上水道及び工業用水道における省エネの推進 浄水場の取送配水や水処理過程において、省エネルギー型機器の導入や設備の効率的な運転により、CO₂削減を進めます。 <u>また、設備の更新において、高効率設備を率先して導入します。</u> ・ 環境に配慮した流域下水道の整備 高温焼却の実施や廃熱を有効活用できる污泥処理システムの導入、污泥消化・バイオガス発電システムなど電気使用量の削減により、下水処理のプロセスごとに環境負荷の低減につながる処理方法を検討し、温室効果ガスの排出量を削減します。 ・ ESCO事業の推進 県有施設にESCOを導入し、庁舎等の建築物で使用する電気やガスなどのエネルギー使用量の削減を図ります。 ・ 県有施設のエコオフィス化改修の推進 県有施設への高効率空調機、LED照明などの導入により、省エネ・省コストやCO₂排出量の削減を図ります。また、節水器具やLED照明の導入によるエコ	補助を行います。 ⑤ 県庁の率先行動 県自らの事業活動における省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの最大限導入、エネルギーの効率的利用を推進します。 ・ 県有施設への太陽光発電の率先導入 「太陽光発電設備の設置ガイドライン」を運用し、県有施設の新設や大規模な改築の際に、太陽光発電設備の設置について検討し、率先して太陽光発電を導入します。あわせて、県有施設の未利用部分の活用についても検討します。 ・ 県有施設の再生可能エネルギー利用(新規) 地域における再生可能エネルギー電力への切り替えを促進するため、庁舎など県が所有する施設で使用する電力の再生可能エネルギー電力への切り替えに最大限取り組みます。 ・ 公用車への電動車の率先導入 県・市町村において公用車の更新時に、EVやPHVをはじめとした電動車や九都県市指定低公害車の率先導入を進めます。 ・ 上水道及び工業用水道における省エネの推進 浄水場の取送配水や水処理過程において、省エネルギー型機器の導入や設備の効率的な運転により、CO₂削減を進めます。 ・ 環境に配慮した流域下水道の整備 高温焼却の実施や廃熱を有効活用できる污泥処理システムの導入、污泥消化・バイオガス発電システムなど電気使用量の削減により、下水処理のプロセスごとに環境負荷の低減につながる処理方法を検討し、温室効果ガスの排出量を削減します。 ・ ESCO事業の推進 県有施設にESCOを導入し、庁舎等の建築物で使用する電気やガスなどのエネルギー使用量の削減を図ります。 ・ 県有施設のエコオフィス化改修の推進 県有施設への高効率空調機、LED照明などの導入により、省エネ・省コストやCO₂排出量の削減を図ります。また、節水器具やLED照明の導入によるエコ

埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正版（令和8年度見直し）

現行計画と素案の対照表

素案	現行計画																
トイレ化を進めます。 県有施設の新築・改築や大規模改修時に当たり、BEMSの導入を検討します。 グリーン調達の推進(再掲) 《県庁の率先行動》 埼玉県は、地球温暖化対策に関する様々な施策を進める立場にあると同時に、自らの事務事業を行う際に多くのエネルギーや資源を消費する大規模事業所でもあります。 そのため、県庁の事務事業全般から排出される温室効果ガスの削減計画である「埼玉県地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を策定し、以下の目標を掲げて、県庁一丸となって取り組んでいます。 【削減目標】 令和12年度(2030年度)における県の事務事業から排出される温室効果ガス排出量を平成25年度(2013年度)比 46%以上削減しさらに 50% の高みに向けて挑戦します  <table border="1"> <caption>削減目標の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>排出量 (t-CO₂)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H25年度 (2013) 基準年度</td> <td>600,171</td> </tr> <tr> <td>R5年度 (2023)</td> <td>457,522</td> </tr> <tr> <td>R12年度 (2030) 目標年度</td> <td>324,092</td> </tr> </tbody> </table> 削減率: $\Delta 46\%$以上	年度	排出量 (t-CO ₂)	H25年度 (2013) 基準年度	600,171	R5年度 (2023)	457,522	R12年度 (2030) 目標年度	324,092	トイレ化を進めます。 県有施設の新築・改築や大規模改修時に当たり、BEMSの導入を検討します。 グリーン調達の推進(再掲) 《県庁の率先行動》 埼玉県は、地球温暖化対策に関する様々な施策を進める立場にあると同時に、自らの事務事業を行う際に多くのエネルギーや資源を消費する大規模事業所でもあります。 そのため、県庁の事務事業全般から排出される温室効果ガスの削減計画である「埼玉県地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を策定し、以下の目標を掲げて、県庁一丸となって取り組んでいます。 【削減目標】 令和12年度(2030年度)における県の事務事業から排出される温室効果ガス排出量を平成25年度(2013年度)比 46%以上削減しさらに 50% の高みに向けて挑戦します  <table border="1"> <caption>削減目標の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>排出量 (t-CO₂)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H25年度 (2013) 基準年度</td> <td>577,430</td> </tr> <tr> <td>R1年度 (2019)</td> <td>497,322</td> </tr> <tr> <td>R12年度 (2030) 目標年度</td> <td>311,310</td> </tr> </tbody> </table> 削減率: $\Delta 13.9\%$ (R1), $\Delta 46\%$以上 (R12)	年度	排出量 (t-CO ₂)	H25年度 (2013) 基準年度	577,430	R1年度 (2019)	497,322	R12年度 (2030) 目標年度	311,310
年度	排出量 (t-CO ₂)																
H25年度 (2013) 基準年度	600,171																
R5年度 (2023)	457,522																
R12年度 (2030) 目標年度	324,092																
年度	排出量 (t-CO ₂)																
H25年度 (2013) 基準年度	577,430																
R1年度 (2019)	497,322																
R12年度 (2030) 目標年度	311,310																
(2) 家庭 ① 省エネ家電・設備等の普及促進 省エネ家電・設備の普及促進により、CO₂削減と生活の質の向上の両立を図ります。 省エネ家電の買い替え促進 家電製品省エネ情報提供制度により、冷蔵庫、エアコン、テレビなどの家電製品について、省エネ型への買い替えを促進します。	(2) 家庭 ① 省エネ家電・設備等の普及促進 省エネ家電・設備の普及促進により、CO₂削減と生活の質の向上の両立を図ります。 省エネ家電の買い替え促進 家電製品省エネ情報提供制度により、冷蔵庫、エアコン、テレビなどの家電製品について、省エネ型への買い替えを促進します。																

埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正版（令和8年度見直し）

現行計画と素案の対照表

素案	現行計画
・ 省エネ設備の導入促進 家庭用省エネ設備の導入支援を行い、住宅の省エネルギー化を図ります。 ・ <u>太陽光発電設備、蓄電池の導入促進</u> 住宅における再生可能エネルギーの利用拡大を図るため、住宅への<u>太陽光発電設備や蓄電池の導入を支援し、太陽光発電の自家消費を促進します。</u> ② 脱炭素なライフスタイルへの転換 省エネ・省資源のライフスタイルの普及・定着を進めるとともに、省エネ家電、設備、住宅の普及を通じて、生活の質を低下させることなくCO₂削減を目指します。 ・ 脱炭素社会の実現に向けたライフスタイルへの転換 <u>エコライフDAY&WEEKや動画による家庭の省エネ対策の普及啓発により地球温暖化対策への理解を深めることで、省エネ・省資源に対する意識の醸成・定着、行動の実践といった、脱炭素社会の実現に向けた生活スタイルへの転換を促進します。</u> また、クールビズ・ウォームビズ、クールシェア・ウォームシェアや省エネ・節電など環境に配慮したライフスタイルの実践を広く県民に呼び掛けるキャンペーンや家庭の省エネ対策に関する相談会を実施します。 あわせて、循環型社会への転換を促進するため、余剰となっている食品や学用品等を寄附しようとする個人・団体とそれらを必要とする方をマッチングする活動を支援するなど、<u>県民一人一人が資源を無駄にせずごみを減らすライフスタイルへの転換を推進します。</u> ・ エコライフDAY&WEEKの推進 簡単なチェックシートを使って環境に配慮した1日を送るエコライフDAY（一日環境家計簿）を実施し、環境に優しいライフスタイルへの転換を図ります。また任意の項目を1週間継続するエコライフWEEKを実施することにより、地球温暖化対策への取組の更なる定着を図ります。 ・ 地球温暖化防止活動推進員の活動支援 地域における地球温暖化防止活動の中核となる地球温暖化防止活動推進員に対し、研修の実施やポータルサイトでの情報提供などによる活動の支援を行います。 ③ 住宅の低炭素化（一部、産業・業務部門と共通）	・ 省エネ設備の導入促進 家庭用省エネ設備の導入支援を行い、住宅の省エネルギー化を図ります。 ・ 蓄電池の導入促進 住宅における再生可能エネルギーの利用拡大を図るため、住宅への蓄電池やV2Hの導入を支援し、太陽光発電の自家消費を促進します。 ② 脱炭素なライフスタイルへの転換 省エネ・省資源のライフスタイルの普及・定着を進めるとともに、省エネ家電、設備、住宅の普及を通じて、生活の質を低下させることなくCO₂削減を目指します。 ・ 脱炭素社会の実現に向けたライフスタイルへの転換 <u>埼玉版SDGs推進アプリで楽しくポイントを得ながらSDGsへの理解を深めることで、省エネ・省資源に対する意識の醸成・定着、行動の実践といった、脱炭素社会の実現に向けた生活スタイルへの転換を促進します。</u> また、クールビズ・ウォームビズ、クールシェア・ウォームシェアや省エネ・節電など環境に配慮したライフスタイルの実践を広く県民に呼び掛けるキャンペーンや家庭の省エネ対策に関する相談会を実施します。 あわせて、循環型社会への転換を促進するため、余剰となっている食品や学用品等を寄附しようとする個人・団体とそれらを必要とする方をマッチングする活動を支援するなど、<u>資源を無駄にしないための様々な取組を通じて3Rの実践を呼びかけます。</u> ・ エコライフDAY&WEEKの推進 簡単なチェックシートを使って環境に配慮した1日を送るエコライフDAY（一日環境家計簿）を実施し、環境に優しいライフスタイルへの転換を図ります。また任意の項目を1週間継続するエコライフWEEKを実施することにより、地球温暖化防止への取組の更なる定着を図ります。 ・ 地球温暖化防止活動推進員の活動支援 地域における地球温暖化防止活動の中核となる地球温暖化防止活動推進員に対し、研修の実施やポータルサイトでの情報提供などによる活動の支援を行います。 ③ 住宅の低炭素化（一部、産業・業務部門と共通）

埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正版（令和8年度見直し）

現行計画と素案の対照表

素案	現行計画
住宅の省エネ・環境性能の向上を目指します。また、低炭素型の住宅等が正しく評価される仕組みづくりを促進します。 ・ 省エネ性能の高い住宅の普及促進 全ての新築住宅・建築物に対する省エネ基準適合義務化を見据え、住宅性能表示制度の活用や省エネ性能の高い住宅（認定長期優良住宅や認定低炭素住宅等）の普及を促進します。 <u>あわせて、国や市町村などで実施している省エネルギー対策のリフォーム工事に対する助成制度を周知します。</u> ・ エコリフォームの普及促進 断熱や設備の省エネ化など、環境に優しいリフォームの考え方や具体的な方法・効果などについて、県民やリフォーム事業者等への普及啓発を推進します。 ・ 環境に配慮した住宅の普及促進 環境に配慮した住宅や住まい方のアイデアを表彰し、住宅の省エネ化等を促進します。エコで快適な暮らし方などを体験できるイベントを通じて、省エネ住宅や環境に配慮した住まい方等の普及促進を図ります。 ・ <u>ZEHの普及促進</u> <u>埼玉県ZEH宿泊体験事業を実施し、高い断熱性能や高効率設備を持つZEHの普及を目指します。</u> ・ 新築建物における省エネ・環境性能の向上（再掲） ・ 環境に配慮した建築物に対するインセンティブの付与（再掲） ・ 低炭素建築物新築等計画の認定（再掲） （3）運輸 ① 電動車、低燃費車の普及促進 走行時にCO₂を排出しない電気自動車（EV）や、従来の自動車に比べてCO₂排出量が大幅に少ないプラグインハイブリッド自動車（PHV）など電動車、低燃費車の普及を促進します。 ・ EV・PHVの普及推進 <u>自動車を多数使用する事業者に対して低燃費車の導入を義務付けることにより、電気自動車等の導入を促進します。また、民間事業者の資金を活用して県有施設に設置したEV、PHV用充電設備の利用を促進します。</u>	住宅の省エネ・環境性能の向上を目指します。また、低炭素型の住宅等が正しく評価される仕組みづくりを促進します。 ・ 省エネ性能の高い住宅の普及促進 全ての新築住宅・建築物に対する省エネ基準適合義務化を見据え、住宅性能表示制度の活用や省エネ性能の高い住宅（認定長期優良住宅や認定低炭素住宅等）の普及を促進します。 ・ エコリフォームの普及促進 断熱や設備の省エネ化など、環境に優しいリフォームの考え方や具体的な方法・効果などについて、県民やリフォーム事業者等への普及啓発を推進します。 ・ 環境に配慮した住宅の普及促進 環境に配慮した住宅や住まい方のアイデアを表彰し、住宅の省エネ化等を促進します。エコで快適な暮らし方などを体験できるイベントを通じて、省エネ住宅や環境に配慮した住まい方等の普及促進を図ります。 ・ 新築建物における省エネ・環境性能の向上（再掲） ・ 環境に配慮した建築物に対するインセンティブの付与（再掲） ・ 低炭素建築物新築等計画の認定（再掲） （3）運輸 ① 電動車、低燃費車の普及促進 走行時にCO₂を排出しない電気自動車（EV）や、従来の自動車に比べてCO₂排出量が大幅に少ないプラグインハイブリッド自動車（PHV）など電動車、低燃費車の普及を促進します。 ・ EV・PHVの普及推進 <u>市町村や自動車メーカー等との連携によるEV・PHVの普及推進やEV・PHVの普及状況に応じた自動車への充電インフラの適切な整備を行います。また、九都県市等と連携して自動車メーカーに車種の拡充を働きかけます。</u> ・ <u>カーシェアリング・レンタカー事業におけるEVの導入促進（新規）</u>

埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正版（令和8年度見直し）

現行計画と素案の対照表

素案	現行計画
・ 電動車、低燃費車の導入促進 関係団体が行う、県内事業者に対する電動車や低燃費車の導入に対する補助事業への助成を行います。 ・ 公用車への電動車の率先導入(再掲) ② 運輸・物流の低炭素化 自動車利用や物流の合理化を図り、自動車から排出されるCO₂の削減を目指します。 ・ 自動車地球温暖化対策計画制度の推進 30台以上の自動車を使用する事業者を対象とした「自動車地球温暖化対策計画制度」の推進により、自動車から排出されるCO₂の削減や低燃費車の導入を促進します。 ・ 自動車地球温暖化対策実施方針制度の推進 「自動車地球温暖化対策実施方針制度」の推進により、大規模荷主や大規模集客施設事業者、マイカー通勤者が多い事業者に対して、輸配送の効率化等を促進します。 ・ 低燃費車の導入義務 埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づき、自動車を200台以上使用する事業者に対し、期限を定め低燃費車導入義務割合を満たすよう義務付け、低燃費車の導入を促進します。 ・ エコドライブの普及促進 自動車地球温暖化対策計画制度対象事業者エコドライブ推進員の選任を義務付け、エコドライブの普及を促進します。また、県や民間事業者によるエコドライブ講習会を実施し、その修了者を「エコドライブアドバイザー」として認定することでエコドライブの普及を促進します。 ・ 時差通勤、ノーマイカー通勤の促進 自動車地球温暖化対策実施方針制度に基づき、マイカー通勤者が多い事業者に対して時差通勤やノーマイカーデーの実施を促進し、マイカー通勤に伴うCO₂排出量の削減を図ります。	埼玉県自動車地球温暖化対策計画を提出しているカーシェアリング・レンタカー事業者に対して、導入見込みなどの聴き取りや情報提供等、EVの導入促進を行います。 ・ 電動車、低燃費車の導入促進 関係団体が行う、県内事業者に対する電動車や低燃費車の導入に対する補助事業への助成を行います。 ・ 公用車への電動車の率先導入(再掲) ② 運輸・物流の低炭素化 自動車利用や物流の合理化を図り、自動車から排出されるCO₂の削減を目指します。 ・ 自動車地球温暖化対策計画制度の推進 一定台数以上の自動車を使用する事業者を対象とした「自動車地球温暖化対策計画制度」の推進により、自動車から排出されるCO₂の削減や低燃費車の導入を促進します。 ・ 自動車地球温暖化対策実施方針制度の推進 「自動車地球温暖化対策実施方針制度」の推進により、大規模荷主、大規模集客施設に対し、計画配送や混載など物流の効率化等の措置を求めます。 ・ 低燃費車導入義務の割合の見直し 自動車を一定台数以上使用する事業者に対する、埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づく低燃費車導入台数割合の見直しを行い、低燃費化を促進します。 ・ エコドライブの普及促進 県と民間が連携し、自動車運転者を対象にエコドライブの普及を促進します。 ・ 時差通勤、ノーマイカー通勤の推進 時差通勤やノーマイカー通勤の取組を推進し、交通渋滞の緩和により通勤に伴うCO₂排出量の削減を図ります。

埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正版（令和8年度見直し）

現行計画と素案の対照表

素案	現行計画
・ 流通業務の総合化、効率化 物流拠点の集約化や適地への立地、共同輸配送等による配送ネットワークの合理化を促進し、環境負荷の低減等を図ります。 ③ 自動車から公共交通機関等への利用転換 公共交通機関や自転車の利用を促進し、自動車利用からの転換を図ります。 ・ 公共交通機関の利用促進 バスまちスポット・まち愛スポット登録を推進するなど、バス利用者の利便性の向上を図ります。 優先信号制御等によりバスを優先通行させ、運行の定時性を確保するPTP S(公共車両優先システム)の運用により、公共交通機関の利用を促進します。 誰もが安全で快適に公共交通機関を利用できるよう、駅のホームドアやエレベーターの設置、ノンステップバスの導入によりバリアフリー化を促進します。 公共交通の確保・充実を図るため、市町村のコミュニティバスやデマンド交通の導入等を促進します。 ・ 自転車通行空間、駐輪場の整備 自転車車線の設置など、自転車が安全に走ることができる自転車通行空間の整備を推進します。また、市町村が実施する自転車通行空間及び駐輪場の整備を支援します。 ・ 自転車利用の促進 <u>自動車地球温暖化対策実施方針制度に基づき、大規模集客施設事業者に対して来場者の自転車利用を促進するとともに、マイカー通勤者が多い事業者に対して従業員の自転車通勤への転換を促進します。また、県職員向けに電動アシスト自転車の貸出を行い、自転車の利用を推進します。</u> 自転車の安全な利用を促進するため、啓発・交通安全教育を通じて交通ルールの周知を図ります。 市町村との連携強化等によりシェアサイクルの普及促進など自転車を利用しやすい都市づくりを推進します。 ・ 運転免許自主返納の支援	・ 流通業務の総合化、効率化 物流拠点の集約化や適地への立地、共同輸配送等による配送ネットワークの合理化を促進し、環境負荷の低減等を図ります。 ③ 自動車から公共交通機関等への利用転換 公共交通機関や自転車の利用を促進し、自動車利用からの転換を図ります。 ・ 公共交通機関の利用促進 バスまちスポット・まち愛スポット登録を推進するなど、バス利用者の利便性の向上を図ります。 優先信号制御等によりバスを優先通行させ、運行の定時性を確保するPTP S(公共車両優先システム)の運用により、公共交通機関の利用を促進します。 誰もが安全で快適に公共交通機関を利用できるよう、駅のホームドアやエレベーターの設置、ノンステップバスの導入等のバリアフリー化を促進します。 公共交通の確保・充実を図るため、市町村のコミュニティバスやデマンド交通の導入等を促進します。 ・ <u>自動車地球温暖化対策実施方針制度の推進(再掲)</u> <u>「自動車地球温暖化対策実施方針制度」の推進により、大規模荷主、大規模集客施設、マイカー通勤者が多い事業所に対し、公共交通機関や自転車の利用促進などの措置を求めます。</u> ・ 自転車通行空間、駐輪場の整備 自転車車線の設置など、自転車が安全に走ることができる自転車通行空間の整備を推進します。また、市町村が実施する自転車通行空間及び駐輪場の整備を支援します。 ・ 自転車利用の促進 <u>事業活動で使用される自動車から排出されるCO₂を削減するため、近距離の移動における自転車利用を促進します。</u> 自転車の安全な利用を促進するため、啓発・交通安全教育を通じて交通ルールの周知を図ります。 市町村との連携強化等によりシェアサイクルの普及促進など自転車を利用しやすい都市づくりを推進します。 ・ 運転免許自主返納の支援

埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正版（令和8年度見直し）

現行計画と素案の対照表

素案	現行計画
運転免許証に代わる公的身分証明書の発行制度や優遇制度の普及を通じて、運転免許証の自主返納を支援します。 ・ <u>自動車地球温暖化対策実施方針制度の推進(再掲)</u> ④ 交通流対策 渋滞解消など交通流の円滑化を進め、運輸部門におけるCO₂排出量の削減を図ります。 ・ <u>道路分野の脱炭素化</u> <u>埼玉県道路脱炭素化推進計画に基づき、道路交通における燃料・電力の使用に伴うCO₂排出を対象として、道路分野の脱炭素化を推進します。</u> ・ 渋滞のない円滑な道路交通を実現する道路・交差点の整備 <u>高速道路やバイパスの整備・多車線化、交差点改良、鉄道の高架化など、それぞれの渋滞要因に応じた対策を講じることにより、快適で安全に通行できる道づくりを推進します。</u> ・ 交通安全施設の環境配慮 交通管制システムの整備や信号機のLED化などを通じ、的確な情報提供や歩行者に優しい道路交通環境を構築し、交通の円滑化とCO₂削減を図ります。 (4) 廃棄物、その他温室効果ガス ① 廃棄物対策 ごみの削減や廃棄物エネルギーの利用により、廃棄物分野の低炭素化を進めます。 ・ <u>ごみを減らすライフスタイルの普及と食品ロス削減の促進</u> <u>事業者等多様な主体と連携しながら、県下一斉フードドライブキャンペーンや出前講座など普及啓発を行い、県民一人一人のごみを減らすライフスタイルへの転換と食品ロス削減を促進していきます。</u> ・ 太陽電池モジュール(太陽光パネル)のリユース・リサイクルの推進 今後、大量に廃棄されることが見込まれる太陽光パネルについて、リユース・リサイクル体制の確立を目的とした「埼玉県太陽電池モジュールリサイクル協議会」において、官民連携の下、効率的な回収ルートの構築や高度リサイクル施設の整備支援、使用可能なリユース品やガラス等の再生品の需要創出に取り組めます。	運転免許証に代わる公的身分証明書の発行制度や優遇制度の普及を通じて、運転免許証の自主返納を支援します。 ④ 交通流対策 渋滞解消など交通流の円滑化を進め、運輸部門におけるCO₂排出量の削減を図ります。 ・ 渋滞のない円滑な道路交通を実現する道路・交差点の整備 バイパスや交差点の整備などにより、<u>円滑な道路交通の実現や交通渋滞の解消を図ります。</u> ・ 交通安全施設の環境配慮 交通管制システムの整備や信号機のLED化などを通じ、的確な情報提供や歩行者に優しい道路交通環境を構築し、交通の円滑化とCO₂削減を図ります。 (4) 廃棄物、その他温室効果ガス ① 廃棄物対策 ごみの削減や廃棄物エネルギーの利用により、廃棄物分野の低炭素化を進めます。 ・ <u>3R(リデュース、リユース、リサイクル)による廃棄物の減量化・再生利用の推進</u> <u>レジ袋などの容器包装や食品ロスの削減について、事業者や県民に働きかけていきます。また、市町村等と事業系ごみ削減キャンペーンを実施し、事業系ごみの削減や分別の徹底を図ります。</u> ・ 太陽電池モジュール(太陽光パネル)のリユース・リサイクルの推進 今後、大量に廃棄されることが見込まれる太陽光パネルについて、リユース・リサイクル体制を確立するため「埼玉県太陽電池モジュールリサイクル協議会」を設置し、官民連携のもと効率的な回収ルートの構築や高度リサイクル施設の整備支援、使用可能なリユース品やガラス等の再生品の需要創出に取り組めます。 ・ <u>プラスチック資源の循環的利用の推進</u>

埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正版（令和8年度見直し）

現行計画と素案の対照表

素案	現行計画
・市町村と連携した持続可能な廃棄物処理の推進 安定的かつ効率的な一般廃棄物処理体制を構築するため、広域的な処理や処理施設の集約化を促進します。 また、地球温暖化対策や災害時の廃棄物処理システムの維持のため、エネルギー効率の高い施設への計画的な更新等を促進します。 ・廃棄物系バイオマス等利活用の促進 生ごみ等のバイオマスの利活用を促進し、廃棄物のエネルギー資源の活用を目指します。 ・農山村バイオマスの利活用の促進 農山村地域から発生する多様なバイオマスの利活用を促進し、循環型社会の形成や農山村の活性化を図るため、研修会やイベント等を通じた普及啓発を行います。 また、農林業者、食品関連事業者、リサイクル事業者などのネットワーク構築への支援や市町村バイオマス活用推進計画の策定支援により、地域内での利活用を促進します。 ・エネルギー回収型廃棄物処理施設の導入促進 焼却処理に伴い生じる熱エネルギーを発電や余熱利用施設等に活用する、市町村等エネルギー回収型廃棄物処理施設の導入を促進します。 ・サーキュラーエコノミー(循環経済)の取組支援（再掲） ② その他温室効果ガス対策(一部、産業・業務部門と共通) フロン類の排出抑制により、ハイドロフルオロカーボン(HFC)の削減を進めます。廃棄物などの焼却量を削減することにより、メタンや一酸化二窒素の削減に取り組めます。 ・フロン類の排出抑制 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、業務用冷凍空調機器の管理者、フロン類充填回収業者、解体工事業者及びリサイクル業者に対して、フロン類の漏えい防止や機器廃棄時の適切な回収・処理に関する指導を行い、フロン類の管理の適正化を促進します。 ・環境に配慮した流域下水道の整備(再掲)	<u>プラスチック製品加工業者と再資源化事業者などによる意見交換を進め、プラスチックの回収とリサイクルのための仕組みづくりを行うことなどにより、プラスチック資源の循環的利用の推進を図ります。</u> ・市町村と連携した持続可能な廃棄物処理の推進(新規) 安定的かつ効率的な一般廃棄物処理体制を構築するため、広域的な処理や処理施設の集約化を促進します。 また、地球温暖化対策や災害時の廃棄物処理システムの維持のため、エネルギー効率の高い施設への計画的な更新等を促進します。 ・廃棄物系バイオマス等利活用の促進 生ごみ等のバイオマスの利活用を促進し、廃棄物のエネルギー資源の活用を目指します。 ・農山村バイオマスの利活用の促進 農山村地域から発生する多様なバイオマスの利活用を促進し、循環型社会の形成や農山村の活性化を図るため、研修会やイベント等を通じた普及啓発を行います。 また、農林業者、食品関連事業者、リサイクル事業者などの連携による利用システムの構築に向けた取組や市町村推進計画の策定支援により、地域内での利活用を促進します。 ・エネルギー回収型廃棄物処理施設の導入支援 焼却処理に伴い生じる熱エネルギーを発電や余熱利用施設等に活用する、エネルギー回収型廃棄物処理施設の導入を支援します。 ② その他温室効果ガス対策(一部、産業・業務部門と共通) フロン類の排出抑制により、ハイドロフルオロカーボン(HFC)の削減を進めます。廃棄物などの焼却量を削減することにより、メタンや一酸化二窒素の削減に取り組めます。 ・フロン類の排出抑制 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、業務用冷凍空調機器の管理者、フロン類充填回収業者、解体工事業者及びリサイクル業者に対して、フロン類の漏えい防止や機器廃棄時の適切な回収・処理に関する指導を行い、フロン類の管理の適正化を促進します。 ・環境に配慮した流域下水道の整備(再掲)

埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正版（令和8年度見直し）

現行計画と素案の対照表

素案	現行計画
(5) 吸収源 ① 森林の整備・保全 林業の振興や県民参加による取組、木材利用の拡大などを通じて、CO₂吸収源対策として効果のある森林の整備・保全に取り組みます。 ・ 適正な森林の整備・保全の推進 間伐などの森林整備、高齢化した人工林の皆伐・再造林、荒廃した水源地域の森林を対象とした針広混交林の造成、放置された里山・平地林の整備などを推進し、CO₂の吸収など森林の持つ公益的機能を発揮させます。 シカによる植生被害等を防ぐため、狩猟者の持続的な育成・確保を行い、森林の保全を図ります。 ・ 保安林の指定や適正な整備の推進 森林の持つ公益的機能が持続的に発揮されるよう、保安林の指定や適正な整備・保全・管理を推進するとともに、森林の荒廃を防止するため、治山施設を効果的に整備します。 ・ 県民参加の森林づくりの推進 健全な森林を次代に引き継ぐため、企業や団体による森づくりなどを支援し、県民参加の森づくりを推進します。 ・ 県産木材の利用促進・率先活用 <u>「埼玉県県産木材利用促進条例」の基本理念にのっとり、県産木材の安定的な供給体制の整備に取り組むとともに、県有施設において率先して県産木材を活用するなど、民間住宅や公共施設等における県産木材利用を促進し、森林の循環活用を図ります。</u> ② 緑地の保全 地域制緑地の指定や公有地化などを進めるとともに、緑地の適切な管理を実施することにより、CO₂吸収源対策やヒートアイランド現象を緩和する効果を高めます。 ・ 身近な緑の保全 良好な自然環境や豊かな生態系を形成している緑地について、地域制緑地の指定や公有地化を図ります。また、「ふるさとの緑の景観地」等の緑地の適正	・ <u>3Rによる廃棄物の減量化・再生利用の推進（再掲）</u> (5) 吸収源 ① 森林の整備・保全 林業の振興や県民参加による取組、木材利用の拡大などを通じて、CO₂吸収源対策として効果のある森林の整備・保全に取り組みます。 ・ 適正な森林の整備・保全の推進 間伐などの森林整備、高齢化した人工林の皆伐・再造林、荒廃した水源地域の森林を対象とした針広混交林の造成、放置された里山・平地林の整備などを推進し、CO₂の吸収など森林の持つ公益的機能を発揮させます。 シカによる植生被害等を防ぐため、狩猟者の持続的な育成・確保を行い、森林の保全を図ります。 ・ 保安林の指定や適正な整備の推進 森林の持つ公益的機能が持続的に発揮されるよう、保安林の指定や適正な整備・保全・管理を推進するとともに、森林の荒廃を防止するため、治山施設を効果的に整備します。 ・ 県民参加の森林づくりの推進 健全な森林を次代に引き継ぐため、企業や団体による森づくりなどを支援し、県民参加の森づくりを推進します。 ・ 県産木材の利用促進・率先活用 <u>県産木材の加工・流通体制の整備への支援や、県産木材のPRにより利用を促進するとともに、木材需要の大半を占める民間住宅や公共施設における利用拡大を推進します。</u> <u>また、県産木材の使用量とそれによって貯蔵されるCO₂の量を認証し、環境への貢献度を見える化する取組を推進します。</u> ② 緑地の保全 地域制緑地の指定や公有地化などを進めるとともに、緑地の適切な管理を実施することにより、CO₂吸収源対策やヒートアイランド現象を緩和する効果を高めます。 ・ 身近な緑の保全 良好な自然環境や豊かな生態系を形成している緑地について、地域制緑地の指定や公有地化を図ります。また、「ふるさとの緑の景観地」等の緑地の適正

埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正版（令和8年度見直し）

現行計画と素案の対照表

素案	現行計画
管理を推進します。 ・見沼田圃の保全・活用 首都近郊に残された数少ない大規模な緑地空間である見沼田圃について、治水機能を保持しつつ、農地、公園、緑地等として土地利用を図ります。また、公有地化により、見沼田圃の保全を図ります。 ③ 緑地の創出 都市部などの緑化を進めることにより、緑に囲まれたゆとりある地域の形成を図り、CO₂の吸収量の増大やヒートアイランド対策に取り組みます。 ・身近な緑の創出 緑を守る活動を行う県民に対する支援や緑化計画届出制度による緑化の推進などにより、身近な緑を増やしていきます。 また、屋上緑化・壁面緑化などのモデルの展示、普及啓発を行うほか、環境緑化技術の指導を行います。 ・土地区画整理事業による公園・緑地の整備 土地区画整理事業を実施する市町村を支援し、公園・緑地の整備を促進します。 ・都市公園の緑化推進 緑の拠点となる県営公園の整備などを進めます。 (6) 部門横断 まちづくり、環境教育や産業の育成など、複数の温室効果ガス排出部門にまたがる部門横断的な地球温暖化対策に資する取組を進めます。 ① 環境に優しいまちづくりの推進 産業・業務部門や家庭部門の取組に加え、まちづくりの観点から環境に優しい取組を進めます。 ・「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」の推進による持続可能なまちづくり 超少子高齢社会の諸課題に対応するため、市町村や企業などとともに、コンパクト・スマート・レジリエントの3つの要素を兼ね備えた持続可能なまちづくりに取り組む「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」を着実に進めます。	管理を推進するとともに市民団体の緑地保全活動に対して支援を行います。 ・見沼田圃の保全・活用 首都近郊に残された数少ない大規模な緑地空間である見沼田圃について、治水機能を保持しつつ、農地、公園、緑地等として土地利用を図ります。また、公有地化により、見沼田圃の保全を図ります。 ③ 緑地の創出 都市部などの緑化を進めることにより、緑に囲まれたゆとりある地域の形成を図り、CO₂の吸収量の増大やヒートアイランド対策に取り組みます。 ・身近な緑の創出 市町村、民間施設所有者が行う屋上緑化、壁面緑化などを支援し、ヒートアイランド現象の緩和を図ります。緑を守る活動を行う県民に対する支援や緑化計画届出制度による緑化の推進などにより、身近な緑を増やしていきます。 また、屋上緑化・壁面緑化などのモデルの展示、普及啓発を行うほか、環境緑化技術の指導を行います。 ・土地区画整理事業による公園・緑地の整備 土地区画整理事業を実施する市町村を支援し、公園・緑地の整備を促進します。 ・都市公園の緑化推進 緑の拠点となる県営公園の整備などを進めます。 (6) 部門横断 まちづくり、環境教育や産業の育成など、複数の温室効果ガス排出部門にまたがる部門横断的な地球温暖化対策に資する取組を進めます。 ① 環境に優しいまちづくりの推進 産業・業務部門や家庭部門の取組に加え、まちづくりの観点から環境に優しい取組を進めます。 ・「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」の推進による持続可能なまちづくり(新規) コンパクト・スマート・レジリエントの3つの要素を柱として、地域特性に応じた超高齢化社会の諸課題に対応した持続可能なまちづくりを市町村と共に目指す「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」に取り組めます。地域の特性に応じ、太陽光発電やコージェネレーションシステムなどの多様な分散型エネルギーを活用し、IoTや新技術により地域における効率的なエネルギー利用を推進

埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正版（令和8年度見直し）

現行計画と素案の対照表

素案	現行計画
・市町村の支援 「カーボンニュートラルSAITAMAネットワーク」を活用し、市町村の計画策定・改正の支援や、先進的取組等の情報提供、企業との連携促進等を行い、温暖化対策に係る市町村の課題解決を支援します。 ・都市のコンパクト化の促進 コンパクトシティを実現するためのマスタープランである「立地適正化計画」を作成する市町村に対する支援を行います。 また、埼玉版スーパー・シティプロジェクトを推進する中でウォーカブルなまちづくりに取り組む市町村に対する支援を行います。 ・ヒートアイランド対策の促進 ヒートアイランド対策を施した住宅街の整備について、普及啓発を進めます。 園庭・校庭の緑化の促進により幼少期から緑に親しむ環境を整備するとともに、ヒートアイランド現象の緩和を図ります。 また、手軽にできるヒートアイランド対策である打ち水について、イベントの実施を通じて、普及を促進します。 ・都市と山村の連携による森づくり 県内の山側市町村と都市部市町との結びつきを強め、地域間連携により山側市町村において森林整備等を行い、都市部市町において山側市町村から供給される木材を利用する取組等を支援します。 ・Next川の再生の推進 魅力的な水辺空間の保全・創出と良好な水辺環境の保全の視点から多様な主体と連携しながら河川空間の利活用を推進する「Next川の再生」に取り組みます。 ② 環境教育の推進、環境活動の促進（一部、家庭部門と共通） 地球温暖化防止をはじめとする環境問題について、学校や生涯学習の場での環境学習を推進し、県民の意識や行動を変えていくような取組を進めます。 ・学校教育における環境学習の充実 学校の教育活動全体を通じ、児童・生徒に地球環境問題や資源・エネルギー問題について考える機会を提供します。 また、漫画で学ぶ地球温暖化対策教育副読本をデジタルブック化し、小学校の授業等における活用を促進することにより、子どもたちへの温暖化対策教	します。 ・脱炭素先行地域の創出支援（新規） <u>脱炭素に向けて地域特性等に応じた先行的な取組を行う「脱炭素先行地域」を目指す市町村を支援することで環境に配慮した地域づくりを促進します。</u> ・都市のコンパクト化の促進 コンパクトシティを実現するためのマスタープランである「立地適正化計画」を策定する市町村に対する支援を行います。 また、埼玉版スーパー・シティプロジェクトを推進する中でウォーカブルなまちづくりに取り組む市町村に対する支援を行います。 ・ヒートアイランド対策の促進 ヒートアイランド対策を施した住宅街の整備について、普及啓発を進めます。 園庭・校庭の緑化の促進により幼少期から緑に親しむ環境を整備するとともに、ヒートアイランド現象の緩和を図ります。 また、手軽にできるヒートアイランド対策である打ち水について、イベントの実施を通じて、普及を促進します。 ・都市と山村の連携による森づくり（新規） 県内の山側市町村と都市部市町との結びつきを強め、地域間連携により山側市町村において森林整備等を行い、都市部市町において山側市町村から供給される木材を利用する取組等を支援します。 ・Next川の再生の推進（新規） 魅力的な水辺空間の保全・創出と良好な水辺環境の保全の視点から多様な主体と連携しながら河川空間の利活用を推進する「Next川の再生」に取り組みます。 ② 環境教育の推進、環境活動の促進（一部、家庭部門と共通） 地球温暖化防止をはじめとする環境問題について、学校や生涯学習の場での環境学習を推進し、県民の意識や行動を変えていくような取組を進めます。 ・学校教育における環境学習の充実 学校の教育活動全体を通じ、児童・生徒に地球環境問題や資源・エネルギー問題について考える機会を提供します。 また、漫画で学ぶ地球温暖化対策教育副読本をデジタルブック化し、小学校の授業等における活用を促進することにより、子どもたちへの温暖化対策教

埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正版（令和8年度見直し）

現行計画と素案の対照表

素案	現行計画
育の強化を図ります。 あわせて、デジタルでの学びに対応して、教育現場で活用しやすく学習効果の高い「みどりと生き物」に関する学習コンテンツを作成し、県内小学校での活用を促進すること等により、将来のみどりの担い手育成に取り組みます。 ・ <u>産学官連携による環境人材の育成</u> 産学官連携により環境人材を育成し、大学生を通じて脱炭素化をはじめとした持続可能な社会の実現を目指すとともに、若年層への気運の醸成を図ります。 ・ 地球温暖化対策の普及啓発 エコライフDAY&WEEKや動画による家庭の省エネ対策の普及啓発を推進します。また、埼玉県地球温暖化防止活動推進センターにおける普及啓発事業や広報活動を支援するとともに、同センター等と協働・連携し、環境保全活動団体の支援を行います。 市町村等と連携し、新たな地球温暖化対策地域協議会や地域地球温暖化防止活動推進センターの設立を支援します。 市町村の地球温暖化対策に関する普及啓発を支援するとともに、県政出前講座に取り組み、県民の学習意欲に応えます。 ・ 学校から家庭や地域に広がる環境活動の普及促進 豊富な知識や経験を有し環境学習の指導等を行える地域の活動者を環境アドバイザーとして登録し、その活動内容を紹介することで、地域の団体や学校等が主催する講演会や研修会等の実施を支援します。 企業のCSR活動の一環として、環境問題に関心の高い企業等を環境学習応援隊に登録し、環境教育に取り組む学校への派遣や施設見学の受入れを促進します。 こどもエコクラブが行う環境学習や環境保全に関する活動を支援します。 <u>家庭の省エネ・省資源についてセルフチェックできるエコライフDAY&WEEKについて、スマートフォン等で取り組める特設サイトの周知に加え、チェックシートを県HPから電子配布することで、家庭での取組を促進します。</u> ・ 気軽に楽しく体験できる環境学習の推進 埼玉県環境科学国際センターの展示施設「彩かかん」における体験や出前授業、埼玉県地球温暖化防止活動推進センターが行う啓発・広報などを通じて、誰もが気軽に楽しめる環境学習を推進します。	育の強化を図ります。 あわせて、デジタルでの学びに対応して、教育現場で活用しやすく学習効果の高い「みどりと生き物」に関する学習コンテンツを作成し、県内小学校での活用を促進すること等により、将来のみどりの担い手育成に取り組みます。 ・ 地球温暖化対策の普及啓発 エコライフDAY・WEEKや家庭の省エネ対策に関する相談会を実施します。また、埼玉県地球温暖化防止活動推進センターにおける普及啓発事業や広報活動を支援するとともに、同センター等と協働・連携し、環境保全活動団体の支援を行います。 市町村等と連携し、新たな地球温暖化対策地域協議会や地域地球温暖化防止活動推進センターの設立を支援します。 市町村の地球温暖化対策に関する普及啓発を支援するとともに、県政出前講座に取り組み、県民の学習意欲に応えます。 ・ <u>地球温暖化防止活動推進員の活動支援(再掲)</u> ・ 学校から家庭や地域に広がる環境活動の普及促進 豊富な知識や経験を有し環境学習の指導等を行える地域の活動者を環境アドバイザーとして登録し、その活動内容を紹介することで、地域の団体や学校等が主催する講演会や研修会等の実施を支援します。 企業のCSR活動の一環として、環境問題に関心の高い企業等を環境学習応援隊に登録し、環境教育に取り組む学校への派遣や施設見学の受け入れを促進します。 こどもエコクラブが行う環境学習や環境保全に関する活動を支援します。 <u>環境学習資料としてエコライフDAY・WEEKチェックシートを県HPから電子配布することで、家庭での取組を促します。</u> ・ 気軽に楽しく体験できる環境学習の推進 埼玉県環境科学国際センターの展示施設における体験や出前授業、埼玉県地球温暖化防止活動推進センターが行う啓発・広報などを通じて、誰もが気軽に楽しめる環境学習を推進します。

埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正版（令和8年度見直し）

現行計画と素案の対照表

素案	現行計画
・ 廃棄物処理施設を利用した環境学習の推進 地域との連携を進めている廃棄物処理業者の施設を利用し、施設の見学等を通じて3Rについての環境学習を推進します。 ・ 消費者に対する環境学習の推進 環境学習をテーマとした消費生活講座の開催や、埼玉県生活科学センターでの環境に配慮した消費生活を啓発する展示等を通じて、消費者自らが考え、行動する能力を高めます。 ・ 木育の推進 <u>「活樹」の一環として、森林の持つ多面的機能の重要性や、森林整備、木材利用の必要性等について、理解を深めるため、木育の機会の創出を図ります。</u> ・ 地産地消の推進 安全・安心で新鮮な県産農産物を求める県民ニーズに応えるため、県民(消費者)や生産者、流通・加工業者等と行政が一体となって地産地消を推進します。 ・ フードマイレージの活用 食料の重量と輸送距離を掛け合わせた「フードマイレージ」の意義や考え方について、地産地消の取組を通じて県民の意識醸成を図ります。 ・ <u>地球温暖化防止活動推進員の活動支援(再掲)</u> ③ 脱炭素社会をリードする産業の育成 今後成長が期待される環境・エネルギー分野や自動車分野において産業育成を支援し、新たなビジネスチャンスを開きます。 ・ 脱炭素化に向けた環境・エネルギー分野等の先端産業の育成 カーボンニュートラルなどに関する技術・製品の開発の支援や、販路拡大の支援により、中小企業の稼ぐ力を高めます。また、急速な脱炭素化の影響を受ける自動車産業において、新たな部品製造への業態転換や事業の多角化を目指す中小企業に対し、技術開発から販路開拓まで一貫して支援を実施します。 ・ 環境関連ビジネスの振興	・ 廃棄物処理施設を利用した環境学習の推進 地域との連携を進めている廃棄物処理業者の施設を利用し、施設の見学等を通じて3Rについての環境学習を推進します。 ・ 消費者に対する環境学習の推進 環境学習をテーマとした消費生活講座の開催や、埼玉県生活科学センターでの環境に配慮した消費生活を啓発する展示等を通じて、消費者自らが考え、行動する能力を高めます。 ・ 木育の推進 木育を実践する指導員の養成・認定により、木育活動を推進します。また、<u>県内の木育団体が連携した連絡協議会を設置し、市町村への情報提供や人材の融通、資材の共同管理等を通じて、木育のネットワーク化を図ります。</u> ・ 地産地消の推進 安全・安心で新鮮な県産農産物を求める県民ニーズに応えるため、県民(消費者)や生産者、流通・加工業者等と行政が一体となって地産地消を推進します。 ・ フードマイレージの活用 食料の重量と輸送距離を掛け合わせた「フードマイレージ」の意義や考え方について、地産地消の取組を通じて県民の意識醸成を図ります。 ③ 脱炭素社会をリードする産業の育成 今後成長が期待される環境・エネルギー分野や自動車分野において産業育成を支援し、新たなビジネスチャンスを開きます。 ・ <u>グリーン分野への進出に向けた中小企業の事業再構築等の支援(新規)</u> <u>グリーン分野に関する経営革新計画を策定し経営改善を図る中小企業等を支援し、国のグリーン成長戦略・重点14分野への進出を促進します。</u> ・ 脱炭素化に向けた環境・エネルギー分野等の先端産業の育成 カーボンニュートラルなどに関する技術・製品の開発の支援や、販路拡大の支援により、中小企業の稼ぐ力を高めます。また、急速な脱炭素化の影響を受ける自動車産業において、新たな部品製造への業態転換や事業の多角化を目指す中小企業に対し、技術開発から販路開拓まで一貫して支援を実施します。 ・ 環境関連ビジネスの振興

埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正版（令和8年度見直し）

現行計画と素案の対照表

素案	現行計画
環境の先端技術をビジネスに取り入れた事例を学びながら環境ビジネスに取り組む企業間の交流を図る環境ビジネスセミナーを開催し、企業・支援機関のネットワークづくりを促進するとともに、環境ビジネスの機運を醸成します。 ・ 環境分野での先導的な研究の実施 環境科学国際センターにおいて、環境科学に関する総合的かつ学際的な試験研究を行い、地球温暖化対策に関する研究の充実を図ります。また、国内で第一号となる地域気候変動適応センターから研究成果や情報を積極的に発信し、企業や大学との共同研究を推進します。 埼玉県産業技術総合センターにおいて、CO₂排出削減、省エネに資する技術の開発など、先導的な研究に取り組みます。 埼玉県農業技術研究センターにおいて、埼玉農業の競争力を強化するため、バイオマス利用や農業に係る省エネルギー技術、高温耐性品種の育成などの試験研究を実施します。 ・ サークュラーエコノミー(循環経済)の取組支援（再掲） ④ 国際連携の推進 環境科学国際センターにおいて、海外研究機関との研究交流活動を行うとともに、様々な国を対象に研究員の受入れや専門研究者の派遣を行い、地球温暖化対策など環境分野における国際貢献を推進していきます。 ・ アジア諸国への技術支援 アジア諸国などへ専門分野の研究員を派遣して技術支援を行います。 ・ 海外研究機関との研究交流 海外の研究機関との共同研究やシンポジウムの開催などを通じて、研究の推進とその発信を進め地球規模での環境問題に対して地域からの解決に貢献していきます。 ・ 技術移転・人材育成 独立行政法人国際協力機構(JICA)のプロジェクトへの協力や環境保全技術研修などへの海外からの研修員の受け入れ等を通じて、環境に関する技術移転・人材育成を進めます。 (7) エネルギー 全ての部門・分野において再生可能エネルギーの最大限導入やエネルギーの効率的利用を促進し、地球温暖化対策に資する取組を進めます。	環境の先端技術をビジネスに取り入れた事例を学びながら環境ビジネスに取り組む企業間の交流を図る環境ビジネスセミナーを開催し、企業・支援機関のネットワークづくりを促進するとともに、環境ビジネスの機運を醸成します。 ・ 環境分野での先導的な研究の実施 環境科学国際センターにおいて、環境科学に関する総合的かつ学際的な試験研究を行い、地球温暖化対策に関する研究の充実を図ります。また、国内で第一号となる地域気候変動適応センターから研究成果や情報を積極的に発信し、企業や大学との共同研究を推進します。 埼玉県産業技術総合センターにおいて、CO₂排出削減、省エネ技術の開発など、先導的な研究に取り組みます。 埼玉県農業技術研究センターにおいて、埼玉農業の競争力を強化するため、バイオマス利用や農業に係る省エネルギー技術、高温耐性品種の育成などの試験研究を実施します。 ・ サークュラーエコノミー(循環経済)の取組支援（<u>新規</u>）(再掲) ④ 国際連携の推進 環境科学国際センターにおいて、海外研究機関との研究交流活動を行うとともに、様々な国を対象に研究員の受入れや専門研究者の派遣を行い、地球温暖化対策など環境分野における国際貢献を推進していきます。 ・ アジア諸国への技術支援 アジア諸国などへ専門分野の研究員を派遣して技術支援を行います。 ・ 海外研究機関との研究交流 海外の研究機関との共同研究やシンポジウムの開催などを通じて、研究の推進とその発信を進め地球規模での環境問題に対して地域からの解決に貢献していきます。 ・ 技術移転・人材育成 独立行政法人国際協力機構(JICA)のプロジェクトへの協力や環境保全技術研修などへの海外からの研修員の受け入れ等を通じて、環境に関する技術移転・人材育成を進めます。 (7) エネルギー 全ての部門・分野において再生可能エネルギーの最大限導入やエネルギーの効率的利用を促進し、地球温暖化対策に資する取組を進めます。

埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正版（令和8年度見直し）

現行計画と素案の対照表

素案	現行計画
① 再生可能エネルギーの普及拡大 地域住民や自然環境に配慮した太陽光発電や太陽熱利用システムの導入を促進するとともに、バイオマスや廃棄物など、身近で多様なエネルギー源の活用と普及を図ります。 ・ <u>住宅用太陽光発電の普及促進</u> 太陽光発電設備や<u>バイオマス発電などの再生可能エネルギー</u>の導入を支援し、太陽光等により発電した電力の活用を促進します。 ・ 大規模建物の新築等における太陽光発電等の導入検討 延床面積2,000㎡以上の建築物を新築又は増築しようとする者に対して、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入の検討を求めます。 ・ 事業者に対する太陽光発電等の導入支援 安全性や周辺環境に配慮しつつ、事業者に対する低利融資や補助制度を活用し、太陽光発電や蓄電池などの導入を支援します。 ・ 非化石証書の活用による再生可能エネルギーの地産地消の推進 県内で生み出された再生可能エネルギーの環境価値を県内事業者に供給するため、非化石証書を活用した「彩の国ふるさとでんき（埼玉県産CO₂オフセット電力メニュー）」等により再生可能エネルギーの地産地消を推進します。 ・ 農業用貯水池等の太陽光発電への活用 土地改良区が管理する管理施設（農業用貯水池等）において、周辺の自然環境に配慮しつつ、当該施設の本来の用途・目的を妨げない範囲で、太陽光発電設備の設置に係る土地改良区に対する相談等の支援を行います。 ・ 太陽光発電に係る諸課題に関する改善要請 地域と共生した太陽光発電施設の導入が促進されるように、<u>不適切事案に対する法的規制の強化</u>などについて、国に改善を要望していきます。 ・ 太陽熱利用システムの導入促進 事業者や県民を対象に太陽熱利用のメリットを発信し、太陽熱利用システムの導入促進を図ります。 ・ 未利用木質資源のエネルギー活用の促進 <u>木質ペレット・チップ等の生産や木質バイオマスボイラー等の導入を支援し、未利用木質資源のエネルギー活用を促進します。</u>	① 再生可能エネルギーの普及拡大 地域住民や自然環境に配慮した太陽光発電や太陽熱利用システムの導入を促進するとともに、バイオマスや廃棄物など、身近で多様なエネルギー源の活用と普及を図ります。 ・ <u>住宅における太陽光発電の普及促進</u> <u>住宅への太陽光発電設備や蓄電池、V2Hの導入を支援し、太陽光により発電した電力の活用を促進します。また、太陽光発電設備メーカー等と連携し、安心・安全施工の取組を支援したり、維持管理等に関する県民の相談に丁寧に対応したりすることにより、住宅用太陽光発電の更なる普及を促進します。</u> ・ 大規模建物の新築等における太陽光発電等の導入検討 延床面積2,000㎡以上の建築物を新築又は増築しようとする者に対して、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入の検討を求めます。 ・ 事業者に対する太陽光発電等の導入支援 安全性や周辺環境に配慮しつつ、事業者に対する低利融資や補助制度を活用し、太陽光発電や蓄電池の導入を支援します。 ・ 非化石証書の活用による再生可能エネルギーの地産地消の推進（新規） 県内で生み出された再生可能エネルギーの環境価値を県内事業者に供給するため、非化石証書を活用した「彩の国ふるさとでんき（埼玉県産CO₂オフセット電力メニュー）」等により再生可能エネルギーの地産地消を推進します。 ・ 農業用貯水池等の太陽光発電への活用 土地改良区が管理する管理施設（農業用貯水池等）において、周辺の自然環境に配慮しつつ、当該施設の本来の用途・目的を妨げない範囲で、太陽光発電設備の設置に係る土地改良区に対する相談等の支援を行います。 ・ 太陽光発電に係る諸課題に関する改善要請 太陽光発電施設の適切な設置に向けて、関連法令の見直しや太陽光発電事業者に対する<u>指導体制の整備</u>などについて、国に改善を要望していきます。 ・ 太陽熱利用システムの導入促進 事業者や県民を対象に太陽熱利用のメリットを発信し、太陽熱利用システムの導入促進を図ります。 ・ 未利用木質資源のエネルギー活用の促進 <u>林地残材等の利活用を促進するため、木材チップの生産支援や木質ペレットの利用拡大を図ります。</u>

埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正版（令和8年度見直し）

現行計画と素案の対照表

素案	現行計画
・ 県有施設への太陽光発電の率先導入(再掲) ・ 蓄電池の導入促進(再掲) ・ 環境に配慮した流域下水道の整備(再掲) ・ 廃棄物系バイオマス等利活用の促進(再掲) ・ 農山村バイオマスの利活用の促進(再掲) ② エネルギーの効率的な利用の促進(一部、運輸部門、廃棄物と共通) コージェネレーションシステムや分散型エネルギーの利用などエネルギーの効率的利用を促進します。 ・ コージェネレーションシステムや燃料電池の導入の促進(一部再掲) 事業活動における脱炭素化を図るため、コージェネレーションシステムなどの導入を支援します。また、家庭用燃料電池等の導入を支援し、家庭の省エネルギー化と住宅のレジリエンス強化を図ります。 ・ 分散型エネルギーの効率的な利用や面的利用の促進 <u>太陽光発電やバイオマス発電といった地域で生み出されるエネルギーについて蓄電池、IoTなどを活用したエネルギーマネジメントを推進し、分散型エネルギーの効率的かつ面的な利用を促進します。</u> バーチャルパワープラント(VPP)技術などの活用によるアグリゲーターを介したデマンドリスポンス(DR)への参加を促し、省エネルギー化やエネルギーコストの低減を図ります。 ・ エネルギーの効率的利用の促進 省エネルギー診断やエネルギー管理設備に対する補助などにより、エネルギーの効率的利用を促進します。 ・ エネルギー回収型廃棄物処理施設の導入支援(再掲) 3 施策別実施目標 地球温暖化対策推進法では、その区域の自然的社会的条件に応じた再エネ利用促進等の施策に関する事項に加えて、施策の実施に関する目標を定めることとされて	・ 県有施設への太陽光発電の率先導入(再掲) ・ 蓄電池の導入促進(再掲) ・ 環境に配慮した流域下水道の整備(再掲) ・ 廃棄物系バイオマス等利活用の促進(再掲) ・ 農山村バイオマスの利活用の促進(再掲) ② エネルギーの効率的な利用の促進(一部、運輸部門、廃棄物と共通) コージェネレーションシステムや分散型エネルギーの利用などエネルギーの効率的利用を促進します。 ・ コージェネレーションシステムや燃料電池の導入の促進(一部再掲) 事業活動における脱炭素化を図るため、コージェネレーションシステムなどの導入を支援します。また、家庭用燃料電池等の導入を支援し、家庭の省エネルギー化と住宅のレジリエンス強化を図ります。 ・ 分散型エネルギーの効率的な利用の推進 <u>太陽光発電設備と蓄電池を組み合わせるなど、地域における分散型エネルギーの効率的な利用が図られるよう、IoTや新技術を活用したエネルギーマネジメントを推進します。</u> <u>多くのエネルギーを使用している企業などに、バーチャルパワープラント(VPP)技術などの活用によるアグリゲーターを介したデマンドリスポンス(DR)への参加を促し、省エネルギー化やエネルギーコストの低減を図ります。</u> ・ エネルギーの効率的利用の促進 省エネルギー診断やエネルギー管理設備に対する補助などにより、エネルギーの効率的利用を促進します。 ・ エネルギー回収型廃棄物処理施設の導入支援(再掲) ・ 移動式蓄電池としてのEV、PHVの導入支援(新規) <u>移動式蓄電池として利用可能な外部給電機能を有する電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)の導入を支援します。</u> 3 施策別実施目標 地球温暖化対策推進法では、その区域の自然的社会的条件に応じた再エネ利用促進等の施策に関する事項に加えて、施策の実施に関する目標を定めることとされて

埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正版（令和8年度見直し）

現行計画と素案の対照表

素案

います。
本県の施策における目標は以下の考え方で設定しています。
① 本県の地域特性を踏まえた指標とする。
② 県、市町村、県民、事業者等で共有できる指標とする。
③ 原則として上位計画(埼玉県5か年計画、埼玉県環境基本計画)等と整合を図る。
具体的な目標(指標)は以下のとおりとします。

施策カテゴリ	指標	目標	
		現状値	目標値
再エネの利用促進	電気使用量に対する再エネ発電電力量の割合	9.1% (令和6年度)	14.3% (令和12年度)
事業者・住民の削減活動促進	乗用車の新車販売台数における電動車の割合	62.8% (令和7年)	75.6% (令和12年)
	環境に配慮したサステナブル経営に関するセミナー等参加企業数	480社 (令和9～12年度の累計)	
	県産木材の供給量	87,000m ³ (令和7年度)	96,000m ³ (令和12年度)
	家庭における1人当たりの年間エネルギー使用量(電力換算)	2,446kWh (令和5年度)	2,280kWh (令和12年度)
	大規模事業所におけるCO ₂ 排出量削減率	43.9% (令和6年度)	64.6% (令和12年度)
地域環境の整備	地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定市町村数	54市町村 (令和7年度)	63市町村 (令和12年度)
	森林の整備面積	5,600ha (令和9～12年度の累計)	
	新たな地域公共交通に取り組む市町村数	35市町村 (令和6年度)	53市町村 (令和12年度)
	緑の保全面積	570.3ha (令和7年度)	582ha (令和12年度)
	身近な緑の創出面積	200ha (令和9～12年度の累計)	
循環型社会の形成	産業廃棄物の再資源化量	493万t (令和6年度)	500万t (令和12年度)
	一般廃棄物の1人1日当たりの焼却量	610g／人・日 (令和6年度)	565g／人・日 (令和12年度)
	食品ロス量	17.7万t (令和5年度)	16.2万t (令和12年度)

現行計画

います。
本県の施策における目標は以下の考え方で設定しています。
① 本県の地域特性を踏まえた指標とする。
② 県、市町村、県民、事業者等で共有できる指標とする。
③ 原則として上位計画(埼玉県5か年計画、埼玉県環境基本計画)等と整合を図る。
具体的な目標(指標)は以下のとおりとします。

施策カテゴリ	指標	目標	
		現状値	目標値
再エネの利用促進	電気使用量に対する再エネ発電電力量の割合	7.3% (令和2年度)	14.3% (令和12年度)
事業者・住民の削減活動促進	乗用車の新車販売台数における電動車の割合	39.9% (令和元年)	56.0% (令和8年)
	環境 SDGs関連セミナーの参加企業数(累計)	80 社 (令和2年度)	780 社 (令和8年度)
	県産木材の供給量	96,000m ³ (令和2年度)	120,000m ³ (令和8年度)
	家庭における1人当たりの年間エネルギー使用量(電力換算)	2,429kWh (令和元年度)	2,334kWh (令和8年度)
地域環境の整備	地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定市町村数	27 市町村 (令和3年度)	55 市町村 (令和8年度)
	森林の整備面積	12,500ha (令和 4～8 年度の累計)	
	埼玉版スーパー・シティプロジェクトに取り組む市町村数	0 市町村 (令和2年度末)	46 市町村 (令和8年度末)
	地域公共交通計画の策定市町村数	19 市町村 (令和2年度末)	42 市町村 (令和8年度末)
	緑の保全面積	557ha (令和2年度)	569ha (令和8年度)
	身近な緑の創出面積	250ha (令和 4～8 年度の累計)	
循環型社会の形成	一般廃棄物の1人1日当たりの最終処分量	34g/人・日 (令和元年度)	27g/人・日 (令和8年度)
	産業廃棄物の最終処分量	19.3 万t (令和元年度)	14.8 万t (令和8年度)
	家庭系ごみの1人1日当たりの排出量	528g/人・日 (令和元年度)	428g/人・日 (令和8年度)
	食品ロス量	26.6 万t (平成30年度)	23.3 万t (令和8年度)

埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正版（令和8年度見直し）

現行計画と素案の対照表

素案	現行計画
第6章 適応策 1 適応策の意義と必要性 （現行どおり） 2 本県の気候変動予測 熊谷地方気象台のデータによると、<u>1897年から2024年までの気温上昇率は、100年に換算すると2.3℃となります。また、最近10年間（2015～2024年）の1時間降水量50mm以上の雨の平均年間発生回数は、統計期間の最初の10年間（1979～1988年）と比べて約39%増えています。</u> IPCC第6次評価報告書のシナリオを元に予測した県内の年平均気温は、最も温室効果ガスの排出が多くなるシナリオ（SSP5－8.5シナリオ）において、現在（1995－2014）の15.3℃から平野部の大半の地域で約20℃に達することが予測されています。比較的温室効果ガスの排出が少ないシナリオでも約17℃程度になることが予測されています。（図6－2） 3 本県における気候変動の影響 本県で既に顕在化している、または将来生じることが予測されている気候変動の影響を示します。 （1）農業分野 本県は、令和6年（2024年）の農業産出額が米で全国18位、野菜で全国8位の都市近郊農業地域です。近年、夏季の高温・<u>少雨等により、米や野菜、果樹等において、生理障害や品質の低下が見受けられます。</u> <u>更に、風雨等による直接的な被害だけでなく、品目・作期変更、施設の構造強化など、リスク管理にかかる人的、金銭的なコストが増大しています。</u> <u>今後、高温障害による収量・品質低下の発生頻度は更に大きくなり、新病害虫の発生が懸念されるなど、農業生産への影響の恒常化が予測されます。</u> （2）水環境・水資源分野 <u>県内では平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）に荒川水系で、平成28年度（2016年度）に利根川水系で取水制限が実施されましたが、平成30年度（2018年度）以降、取水制限はありませんでした。</u> <u>吉見浄水場を対象に河川流量を予測した研究では、今世紀末頃には7～8月の最低流量が減少し、渇水リスク及び水質悪化の増加が懸念されています。</u>	第6章 適応策 1 適応策の意義と必要性 （省略） 2 本県の気候変動予測 熊谷地方気象台のデータによると、<u>1898年から2021年までの気温上昇率は、100年に換算すると2.19℃となります。また、最近10年間（2011～2020年）の1時間降水量50mm以上の雨の平均年間発生回数は、統計期間の最初の10年間（1979～1988年）と比べて約10%増えています。</u> IPCC第6次評価報告書のシナリオを元に予測した県内の年平均気温は、最も温室効果ガスの排出が多くなるシナリオ（SSP5－8.5シナリオ）において、現在（1995－2014）の15.3℃から平野部の大半の地域で約20℃に達することが予測されています。比較的温室効果ガスの排出が少ないシナリオでも約17℃程度になることが予測されています。（図6－2） 3 本県における気候変動の影響 本県で既に顕在化している、または将来生じることが予測されている気候変動の影響を示します。 （1）農業分野 本県は、令和2年（2020年）の農業産出額が米で全国18位、野菜で全国8位の都市近郊農業地域です。近年、夏季の高温・<u>乾燥等による様々な生理障害が米や野菜、果樹等において、広く確認されています。</u> <u>また、令和元年度東日本台風では133件の農地・農業用施設が被災しました。</u> <u>今後、農業生産への影響の恒常化が懸念されます。また、気温上昇に伴い、水稻等の収量及び品質の低下や越冬可能な害虫の増加が予測されています。</u> （2）水環境・水資源分野 <u>平成28年（2016年）は利根川水系で、平成29年（2017年）は荒川水系で渇水が発生しました。</u> <u>今世紀末頃の河川流量を予測した研究では、7～8月の最低流量が減少し、渇水リスク及び水質悪化の増加が懸念されています。</u>

埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正版（令和8年度見直し）

現行計画と素案の対照表

素案	現行計画
(3) 自然生態系分野 <u>積雪の減少などを背景にニホンジカの生息域が標高2,000メートル以上へ拡大し、高山帯では自然植生の食害や林床植生の衰退、高木の枯死が見られるようになっています。また、昭和初期に九州で初確認されたヨコヅナサシガメなどの南方系昆虫が、温暖化に伴う気温上昇等により、近年埼玉県内での生息が見られるようになりました。</u> <u>さらに、ツバキやサクラなどでは開花時期の早まりが見られるなど、様々な生態系への影響が生じています</u> 今世紀末には、県内のブナ生育適地の大幅な減少が予測されています。水温上昇に伴い、イワナなどの冷水性魚類の生息域が移動あるいは縮小するなど、生息魚類相に変化が生じることが予測されます。 (4) 自然災害分野 <u>県内では、1時間降水量50mmを超える降雨の発生回数は、過去10年間(2006～2015年)の27回に対し、直近10年間(2016～2025年)は46回と約2倍に増加しています。また、令和5年(2023年)の梅雨前線による大雨及び台風第2号では、県内14か所の雨量観測所のうち4か所で6月の日降水量が観測史上1位を記録し、床上浸水820棟、床下浸水3,224棟の家屋浸水被害が発生しました。</u> 今世紀後半に向けて線状降水帯などの豪雨は増加していくと予測されており、洪水発生頻度及び土砂災害発生頻度の増加や山腹崩壊の同時多発化が懸念されます。 (5) 健康分野 本県の平野部は、都市化の進行によるヒートアイランド現象や、秩父山地を越えて西風が吹き下ろすことで気温が上昇するフェーン現象などにより、全国的に見ても特に夏の気温が高くなる地域となっています。<u>直近5年間(2021～2025年)とその前の5年間(2016～2020年)の熱中症による救急搬送者数を比較した場合、救急搬送者数の合計が約5千人増加、特に令和7年(2025年)には5月から9月の期間中に6,141人と過去最高を記録しました。救急搬送者に占める高齢者の割合も約4ポイント上昇しています。</u> <u>WBGT(暑さ指数)が高い年ほど救急搬送者数が増加する傾向が見られ、今後の更なる気温上昇に伴いWBGTの上昇も予測され、熱中症搬送者数や死亡者数</u>	<u>また、暑熱による水需要の増加と渇水による水不足が重なった場合は給水の不足が懸念されます。</u> (3) 自然生態系分野 昭和初期に九州で初確認されたヨコヅナサシガメなどの南方系昆虫が、温暖化に伴う気温上昇等により、近年埼玉県内での生息がみられるようになりました。<u>また、令和元年度東日本台風による大量の降雨で山間地域等から土砂が流出し、魚類の生息に重要である河川の瀬や淵が失われ、従来漁場であった水域で遊漁などができなくなっています。</u> 今世紀末には、県内のブナ生育適地の大幅な減少が予測されています。水温上昇に伴い、イワナなどの冷水性魚類の生息域が移動あるいは縮小するなど、生息魚類相に変化が生じることが予測されます。 (4) 自然災害分野 <u>最近10年間(2011～2020年)の1時間降水量_50mm以上の雨の平均年間発生回数は、統計期間の最初の10年間(1979～1988年)と比べて約10%増えています。また令和元年東日本台風では、県内14箇所の雨量観測所の内、11箇所で日降水量が観測史上1位を記録し、県管理河川の堤防決壊2箇所を含む57箇所において溢水・越水が発生し、内水によるものも含め、7,000戸以上の家屋被害が発生しました。</u> 今世紀後半に向けて線状降水帯などの強雨は増加していくと予測されており、洪水発生頻度及び土砂災害発生頻度の増加や山腹崩壊の同時多発化が懸念されます。 (5) 健康分野 本県の平野部は、都市化の進行によるヒートアイランド現象や、秩父山地を越えて西風が吹き下ろすことで気温が上昇するフェーン現象などにより、全国的に見ても特に夏の気温が高くなる地域となっています。<u>過去5年間(2015～2019年)とその前の5年間(2010～2014年)の熱中症による救急搬送者数を比較した場合、救急搬送者数の合計が約3千人増加、救急搬送者に占める高齢者の割合が約5ポイント上昇しています。</u> 今後の更なる気温上昇に伴い、熱中症搬送者数や死亡者数等の増加が懸念されます。

埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正版（令和8年度見直し）

現行計画と素案の対照表

素案	現行計画
等の増加が懸念されます。 (6) 産業分野 <u>夏季の厳しい暑さにより、観光客の減少が報告されている観光地があるほか、建設業では令和4年(2022年)から令和7年(2025年)の4年間で熱中症による死傷者が35人発生しています。また、令和5年(2023年)の梅雨前線による大雨では、県内中小企業に約1億9,400万円の被害が生じるなど、経済被害も発生しています。</u> <u>今後は、気温上昇による観光需要への影響や労働生産性の低下、熱中症対策コストの増加に加え、豪雨・強風等による事業活動への影響やエネルギー需要の増加による安定供給リスクの高まりが懸念されます。</u> (7) 県民生活・都市生活分野 <u>現在(2021～2025年)と50年前(1971～1975年)を比較すると、熊谷の年間熱帯夜日数は35日、年間猛暑日日数は29日増加しています。また、熊谷地方気象台の観測では、年平均気温は100年当たり約2.36℃のペースで上昇しており、地球温暖化とヒートアイランド現象の影響が複合的に現れていると考えられています。</u> <u>都市部においては、気候変動による気温上昇にヒートアイランド現象による気温上昇が加わることで熱ストレスが増大し、睡眠障害、暑さによる不快感、屋外活動への影響等、都市生活における快適さに影響を及ぼしています。</u> <u>また、令和元年東日本台風の影響により、県西部で堤防の決壊や越水が発生し、県内の水道施設も複数被害を受けました。</u> <u>今後、熱ストレスが増加することで労働生産性が低下し、労働時間の経済損失が発生することや、洪水による水道施設被害や高濁度化のリスクが増加、内水浸水範囲の拡大などが懸念されています。</u> 4 適応策の方向性 <u>本県においては、地域気候変動適応センターを環境科学国際センターに設置し、市町村との共同設置をはじめとして、各分野で既に気候変動への適応策が進められています。また、県が実施している既存の施策・事業には、既に生じている気候変動による影響に対する短期的な適応策として機能しているものもあります。</u> <u>これらの適応策については、今後の地球温暖化の進行といった中長期的変化の視点を組み込み、各時点における必要性、費用対効果や着手時期を見極めながら順応的に進めていきます。</u> <u>適応策の推進に当たって、「気候変動影響の評価について(答申)」(令和8年(202</u>	(6) 県民生活・都市生活分野 <u>現在(2015～2020年)と50年前(1965～1970年)を比較すると、熊谷の年間熱帯夜日数は18日、年間猛暑日日数は15日増加しています。</u> 都市部においては、気候変動による気温上昇にヒートアイランド現象による気温上昇が加わることで熱ストレスが増大し、睡眠障害、暑さによる不快感、屋外活動への影響等、都市生活における快適さに影響を及ぼしています。 また、令和元年東日本台風の影響により、県西部で堤防の決壊や越水が発生し、県内の水道施設も複数被害を受けました。 今後、熱ストレスが増加することで労働生産性が低下し、労働時間の経済損失が発生することや、洪水による水道施設被害や高濁度化のリスクが増加することが予測されます。 4 適応策の方向性 本県においては、地域気候変動適応センターを環境科学国際センターに設置し、市町村との共同設置をはじめとして、各分野で既に気候変動への適応策が進められています。また、県が実施している既存の施策・事業には、既に生じている気候変動による影響に対する短期的な適応策として機能しているものもあります。 これらの適応策については、今後の地球温暖化の進行といった中長期的変化の視点を組み込み、各時点における必要性、費用対効果や着手時期を見極めながら順応的に進めていきます。 適応策の推進に当たって、「気候変動影響の評価について(答申)」(令和2年11月、

埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正版（令和8年度見直し）

現行計画と素案の対照表

素案

6年)1月、中央環境審議会)を踏まえ作成された「第3次気候変動影響評価報告書(総説)」に示された気候変動による影響評価や県内での影響を基に、今回の計画見直しに合わせ、分野ごとに温暖化の影響を再度評価し直しています(表6-1)。

影響評価の結果を踏まえた今後の主な取組の方向性を表6-2に示します。

県内における影響評価結果及び適応策は、国の気候変動影響評価や気候変動に関するモニタリング結果等を踏まえて適宜見直しを行います。

表6-1 本県における気候変動による影響評価結果

大項目	小項目	影響評価結果		
		短期的な影響・被害の発生程度	長期的な影響	総合評価
		重大性 (A-1)	緊急性 (A-2)	総合評価 (B)
農業・林業・水産業				
農業	水 稲	レベル3	レベル3	レベル3
	野菜等	花き類 野菜	レベル3 レベル2	レベル3 レベル1
	果 樹	レベル3	レベル3	レベル3
	麦、大豆、飼料作物等	レベル2	レベル2	レベル2
	畜 産	レベル3	レベル3	レベル3
	病害虫・雑草等	レベル2	レベル2	—
	農業生産基盤	レベル3	レベル3	レベル3
	食糧需給	—	—	レベル2
	木材生産(人工林等)	—	—	—
	特用林産物(きのこ類等)	—	—	レベル1
林 業	回復性魚介類(魚類等の生態)	—	—	—
	沿岸域・内水面漁場環境等	レベル1	レベル2	レベル2
水環境・水資源				
水環境	湖沼・ダム湖	レベル2	レベル2	レベル1
	河 川	—	—	—
水資源	水供給(地表水)	レベル1	レベル2	レベル1
	水供給(地下水)	—	—	レベル1
水需要	水需要	レベル1	レベル1	レベル1
自然生態系				
陸域生態系	高山・亜高山帯	レベル1	レベル2	—
	自然林・二次林	レベル1	レベル2	—
	里地・里山生態系	—	—	—
	人工林	—	—	—
野生鳥獣の影響	野生鳥獣の影響	レベル1	レベル3	—
	湖 沼	—	—	—
淡水生態系	河 川	レベル1	レベル2	レベル2
	湿 原	—	—	—
物産収支				
生態系サービス	生態系サービス	—	—	—
	生物季節	レベル1	レベル2	レベル1
その他	分布・個体群の変動	—	—	—
	外来生物	—	—	—
自然災害・沿岸域				
河 川	洪水	レベル3	レベル3	レベル3
	内 水	レベル3	レベル3	レベル3
山 地	土石流・地すべり等	レベル3	レベル3	レベル3
	強風等	レベル3	レベル3	レベル2
健康				
暑 熱	死亡リスク	レベル3	レベル3	レベル3
	熱中症	レベル3	レベル3	レベル3
感染症	水系・食品媒介性感染症	レベル1	レベル1	レベル1
	節足動物媒介感染症	レベル1	レベル2	レベル3
その他	その他の感染症	—	—	—
	温暖化と大気汚染の複合影響	—	—	—
メンタルヘルスへの影響	メンタルヘルスへの影響	—	—	—
	農業生産基盤	—	—	レベル2
食糧需給	食糧需給	—	—	レベル2
	冬季の健康影響	—	—	—
	その他の健康影響	—	—	レベル2
産業・経済活動				
産業	全般	—	—	レベル1
	製造業	—	—	—
	食料品製造業	—	—	—
	エネルギー産業	レベル1	レベル2	レベル1
	原材料業	—	—	—
	商業	レベル1	レベル1	—
	金融・保険	—	—	—
	観光業	—	—	レベル1
	建設業	レベル3	レベル2	レベル2
	情報・通信業	—	—	—
運輸業	運輸業	—	—	—
	不動産業	—	—	—
サービス業	サービス業	—	—	—
	医療・福祉・製薬業	レベル1	レベル1	—
衣料品製造業	衣料品製造業	—	—	—
	海外からの2次的影響	—	—	—
国民生活・都市生活				
インフラ・ライフライン等	インフラ・ライフライン等	レベル3	レベル2	レベル3
	医療・福祉・教育	レベル3	レベル3	レベル3
飲食	飲食	レベル1	レベル1	レベル3
	住宅・住居	レベル3	レベル3	レベル3
労働・消費	労働・消費	—	—	—
	健康的な暮らし	レベル3	レベル3	レベル3
レジャー・大規模イベント	レジャー・大規模イベント	—	—	レベル1
	災害避難	—	—	レベル3
自然環境	自然環境	レベル1	レベル2	レベル1
	文化・歴史	レベル1	—	レベル1
地域社会	地域社会	—	—	—
	公平性・社会的弱者への配慮	—	—	—

【凡例】

現行計画

中央環境審議会)を踏まえ作成された「気候変動影響評価報告書(総説)」に示された気候変動による影響評価や県内での影響を基に、分野ごとに温暖化の影響を評価しました(表6-1)。

影響評価の結果を踏まえた今後の主な取組の方向性を表6-2に示します。

なお、本計画の参考資料として「地球温暖化対策(適応策)の方向性」を別途定め、県における影響評価結果及び既存施策等の点検結果を整理し、中長期的な今後の取組の方向性を示しています。今後は、国の気候変動影響評価や気候変動に関するモニタリング結果等を踏まえて適宜見直しを行い、地域気候変動適応計画の改定に資する資料として活用します。

表6-1 本県における気候変動による影響評価結果

大項目	小項目	影響評価結果		
		現在および短期的な影響	長期的な影響	総合評価
		重大性 (A-1)	緊急性 (A-2)	総合評価 (B)
農業・林業・水産業				
農業	水 稲	○	○	○
	野菜等	◇	○	□
	果 樹	◇	○	△
	麦、大豆、飼料作物等	◇	△	△
	畜 産	◇	□	—
	病害虫・雑草等	◇	—	—
	農業生産基盤	○	○	○
	食糧需給	—	—	△
	木材生産(人工林等)	—	—	—
	特用林産物(きのこ類等)	—	—	□
林 業	回復性魚介類(魚類等の生態)	—	—	—
	沿岸域・内水面漁場環境等	◇	△	△
水環境・水資源				
水環境	湖沼・ダム湖	◇	△	○
	河 川	◇	□	□
水資源	水供給(地表水)	◇	△	□
	水供給(地下水)	—	—	△
水需要	水需要	◇	□	□
自然生態系				
陸域生態系	高山・亜高山帯	◇	○	—
	自然林・二次林	◇	○	—
	里地・里山生態系	—	—	—
	人工林	—	—	—
野生鳥獣の影響	野生鳥獣の影響	◇	○	—
	湖 沼	—	—	—
淡水生態系	河 川	◇	△	△
	湿 原	—	—	—
生物季節	生物季節	◇	○	□
	分布・個体群の変動(在来生物)	—	—	□
	分布・個体群の変動(外来生物)	—	—	—
その他	自然環境	—	—	—
	文化・歴史	—	—	—
地域社会	地域社会	—	—	—
	公平性・社会的弱者への配慮	—	—	—

【凡例】
(A-1)
○:特に重大な影響が認められる
◇:影響が認められる
—:現状では評価できない
(A-2)
○:高い
△:中程度
□:低い
—:現状では評価できない
(B)
○:大きい
△:中程度
□:小さい
—:現状では評価できない

※「特に重大な影響が認められる」等、影響の大きな項目を赤、中程度の影響があるものを黄で示している。

埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正版（令和8年度見直し）

現行計画と素案の対照表

素案		
(A-1) レベル3:特に重大な影響が認められる レベル2:重大な影響が認められる レベル1:影響が認められる 一:現状では評価できない	(A-2) レベル3:緊急性が特に高い レベル2:緊急性が高い レベル1:緊急性が低い 一:現状では評価できない	(B) レベル3:長期的な影響が特に大きい レベル2:長期的な影響が大きい レベル1:長期的な影響が小さい 一:現状では評価できない

表6-2 今後の主な取組の方向性	
項 目	今後の主な取組の方向性
農業	・高温に強い品種の育成 ・気象予測情報を活用した栽培方法の検討、高温対策技術等の推進
河川 (洪水、内水)	・現在の計画に基づく治水施設の整備の推進 ・河川の防災情報の発信や洪水ハザードマップ活用の推進 ・内水ハザードマップ作成の促進 ・公共下水道(雨水)整備の促進
暑熱(熱中症)	・効果的な注意喚起を行う市町村の取組を支援 ・市町村と連携し、「指定暑熱避難施設」や「涼み処」の整備を促進 ・熱中症警戒アラート等の熱中症情報の迅速な提供(アプリを活用した情報提供)
産業(建設業)	・県発注工事における熱中症対策費の計上
県民生活・都市生活	・住宅におけるヒートアイランド対策の促進 ・公共施設など身近な場所の緑化 ・学校における「熱中症警戒アラート等メール配信サービス」やWBGT計を活用した熱中症予防

また、以下の方向性の下、各分野における適応策の取組を進めます。

(1) 農業・林業分野

① 農業

- ・ 遺伝子診断技術を活用して、高温に強く複数の病虫害抵抗性を有した品種育成を行うなど水稲の高温耐性を高める栽培技術等を開発・普及します。
- ・ 野菜等について地域機関、試験研究機関と一体となり、気象予測情報を活用した栽培方法の検討や環境モニタリングによる環境制御技術、遮光資材やミスト等を活用した高温対策技術を推進します。
- ・ 病虫害の発消長、気象の経過と予報、農作物の生育状況等を調査して、病虫害の発生を予察し、これに基づく情報を提供します。

② 林業

- ・ 地球温暖化がスギなどの人工林や原木きのこなどに及ぼす影響データ等の情報を収集します。

 | 現行計画 | | |----------------------------|--| | 表6-2 今後の主な取組の方向性 | | | 項 目 | 今後の主な取組の方向性 | | 農業(水稲) | ・高温に強い品種の育成 | | 河川
(洪水、内水) | ・現在の計画に基づく治水施設の整備の推進
・河川の防災情報の発信や洪水ハザードマップ活用の推進
・内水ハザードマップ作成の促進
・公共下水道(雨水)整備の促進 | | 暑熱(熱中症) | ・効果的な注意喚起を行う市町村の事業費を補助し、取組を支援
・「まちのクールオアシス」による熱中症予防
・熱中症情報の迅速な提供(アプリを活用した情報提供) | | 県民生活・都市生活
(暑熱による生活への影響) | ・住宅におけるヒートアイランド対策の促進
・公共施設など身近な場所の緑化 | また、以下の方向性の下、各分野における適応策の取組を進めます。 (1) 農業・林業分野 ① 農業 - ・ 遺伝子診断技術を活用して、高温に強く複数の病虫害抵抗性を有した品種育成を行うなど水稲の高温耐性を高める栽培技術を開発・普及します。 - ・ 野菜等について地域機関、試験研究機関と一体となり、気象予測情報を活用した栽培方法の検討や環境モニタリングによる環境制御技術、遮光資材やミスト等を活用した高温対策技術を推進します。 - ・ 病虫害の発消長、気象の経過と予報、農作物の生育状況等を調査して、病虫害の発生を予察し、これに基づく情報を提供します。 ② 林業 - ・ 地球温暖化がスギなどの人工林や原木きのこなどに及ぼす影響データ等の情報を収集します。 |

埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正版（令和8年度見直し）

現行計画と素案の対照表

素案	現行計画
・ 森林調査を続け、人工林の異変などを把握します。 ・ 原木きのこについて、生産者と意見交換等を行い、生育状況を確認します。 (2) 水環境・水資源分野 (現行どおり) (3) 自然生態系分野 ・ 植生調査や生物季節観測値の変化傾向の把握を継続して行います。 ・ 本県の生物多様性の回復の推進に資する施策や目標を設定し、生物多様性の保全及び持続可能な利用の実現を図ります。 ・ 県内希少野生生物に関するモニタリング調査を継続して行います。 ・ 第二種特定鳥獣管理計画に基づくシカの個体数管理のための捕獲を推進します。 ・ アライグマ捕獲情報の収集やクビアカツヤカミキリ被害状況把握など特定外来生物の防除対策を実施します。 (4) 自然災害分野 ① 河川 ・ 河川整備計画に基づき、時間雨量50mm程度の降雨でも氾濫しない河川整備を推進します。 ・ 頻発化、激甚化する水災害に対応するため、公共下水道(雨水)を管理する市町村と連携して計画的な河川整備や流域対策、再度災害の防止に向けた緊急的な治水対策を推進します。 ・ 河川の防災情報の発信や洪水ハザードマップの活用を推進します。 ・ 市町村における内水ハザードマップの作成を促進します。 ・ 公共下水道(雨水)整備を促進します。 ・ 市町村によるハザードマップの作成や避難行動要支援者名簿の整備、避難情報の判断・伝達マニュアルの策定を促進します。 ・ 埼玉県防災情報メール等による災害情報の発信を継続するとともに、防災教育や訓練を実施し、防災力の向上を推進します。	・ 森林調査を続け、人工林の異変などを把握します。 ・ 原木きのこについて、生産者と意見交換等を行い、生育状況を確認します。 (2) 水環境・水資源分野 (省略) (3) 自然生態系分野 ・ 植生調査や生物季節観測値の変化傾向の把握を継続して行います。 ・ 本県の生物多様性に役立つ具体的な施策や目標を設定し、生物多様性の保全及び持続可能な利用の実現を図ります。 ・ 県内希少野生生物に関するモニタリング調査を継続して行います。 ・ 第二種特定鳥獣管理計画に基づくシカの個体数管理のための捕獲を推進します。 ・ アライグマ捕獲情報の収集やクビアカツヤカミキリ被害状況把握など特定外来生物の防除対策を実施します。 (4) 自然災害分野 ① 河川 ・ 河川整備計画に基づき、時間雨量50mm程度の降雨でも氾濫しない河川整備を推進します。 ・ 頻発化、激甚化する水災害に対応するため、公共下水道(雨水)を管理する市町村と連携して計画的な河川整備や流域対策、再度災害の防止に向けた緊急的な治水対策を推進します。 ・ 河川の防災情報の発信や洪水ハザードマップの活用を推進します。 ・ <u>新たな浸水被害実績がある市町村</u>における内水ハザードマップの作成を促進します。 ・ <u>浸水被害常襲地域</u>における公共下水道(雨水)整備を促進します。 ・ 市町村によるハザードマップの作成や避難行動要支援者名簿の整備、避難情報の判断・伝達マニュアルの策定を促進します。 ・ 埼玉県防災情報メール等による災害情報の発信を継続するとともに、防災教育や訓練を実施し、防災力の向上を推進します。

埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正版（令和8年度見直し）

現行計画と素案の対照表

素案	現行計画
・水災害発生時の廃棄物等の流出による環境汚染防止対策について、産業廃棄物処理業者等への指導を推進します。 ② 山地 ・山地に起因する災害から県民の生命・財産を守るため、災害の発生するおそれが高い箇所から優先して治山施設を整備します。 ・豪雨等の災害により崩壊した箇所等で、人的被害や崩壊の拡大のおそれがある箇所を最優先に治山施設を整備します。 ・集中豪雨や大規模崩壊など近年の災害要因の変化に対応するため、山地災害危険地区の再調査を実施します。 ・県民の生命・財産を守るため、土砂災害防止施設の整備と土砂災害警戒区域等の指定を推進します。 ③ 強風等 ・<u>埼玉県防災情報メール等による災害情報の発信を継続するとともに、防災教育や訓練を実施し、防災力の向上を推進します。</u> (5) 健康分野 ① 熱中症 ・効果的な注意喚起を行う市町村の取組を支援します。 ・<u>市町村と連携し、「指定暑熱避難施設」や「涼み処」の整備を促進します。</u> ・アプリ等を活用し、熱中症警戒アラート等の熱中症情報を迅速に提供します。 ・高齢者等ハイリスク者への見守りや声かけの強化、埼玉労働局との連携の強化を図ります。 ② 感染症 ・感染症予防の普及啓発を推進します。 ・防除作業実施機関との連携を強化します。 ③ 複合影響 ・「埼玉県大気汚染緊急時対策要綱(オキシダント)」について、県民の生活環境保全に資するよう適切に運用していきます。	・水災害発生時の廃棄物等の流出による環境汚染防止対策について、産業廃棄物処理業者等への指導を推進します。 ② 山地 ・山地に起因する災害から県民の生命・財産を守るため、災害の発生するおそれが高い箇所から優先して治山施設を整備します。 ・豪雨等の災害により崩壊した箇所等で、人的被害や崩壊の拡大のおそれがある箇所を最優先に治山施設を整備します。 ・集中豪雨や大規模崩壊など近年の災害要因の変化に対応するため、山地災害危険地区の再調査を実施します。 ・県民の生命・財産を守るため、土砂災害防止施設の整備と土砂災害警戒区域等の指定を推進します。 (5) 健康分野 ① 熱中症 ・効果的な注意喚起を行う市町村の事業費を補助し、取組を支援します。 ・<u>「まちのクールオアシス」の取組を拡充します。</u> ・アプリ等を活用し、熱中症情報を迅速に提供します。 ・高齢者等ハイリスク者への見守りや声かけの強化、埼玉労働局との連携の強化を図ります。 ② 感染症 ・感染症予防の普及啓発を推進します。 ・防除作業実施機関との連携を強化します。 ③ 複合影響 ・「埼玉県大気汚染緊急時対策要綱(オキシダント)」について、県民の生活環境保全に資するよう適切に運用していきます。

埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正版（令和8年度見直し）

現行計画と素案の対照表

素案	現行計画
・ 光化学オキシダント対策を着実に実施します。 (6) 産業分野 ① 建設業 ・ <u>県発注工事において、必要に応じた熱中症に資する対策費用を計上又は加算します。</u> (7) 県民生活・都市生活分野 ① 暑熱による生活への影響 ・ 住宅におけるヒートアイランド対策を促進します。 ・ 打ち水や暑熱対策グッズの普及啓発を行います。 ・ ヒートアイランド現象の実態調査(温度実態調査)を行います。 ・ <u>緑化計画届出制度を適正に運用し、身近な場所の緑化を進めます。</u> ・ 彩の国みどりの基金を活用した緑の創出を推進します。 ・ 地域制緑地内<u>での木竹の伐採等に対する行為制限等により、緑地の保全を図ります。</u> ・ 身近な緑公有地化事業による<u>緑地の公有地化</u>を推進します。 ・ 緑の管理協定によるふるさとの緑の景観地の保全を推進します。 ② インフラ・ライフライン等 ・ <u>堤防決壊により浄水場施設に被害が発生した場合に備え、浄水場間のバックアップ体制を確保します。</u> ③ 医療・福祉、教育 ・ <u>医療施設が災害時に病院機能を維持し、発揮するために、業務継続計画(BCP)の策定や浸水対策等に係る施設・設備整備の支援に取り組みます。また、避難所や被災施設への保健医療活動チームの派遣を想定した訓練を実施します。</u> ・ 年度当初に各学校に対し、「熱中症警戒アラート等メール配信サービス」に登録し、<u>順次熱中症警戒アラート等が受信できるようにすること、暑さ指数(WBGT)計を活用し、その時その場のWBGT値を確認し、運動活動実施の可否や</u>	・ 光化学オキシダント対策を着実に実施します。 (6) 県民生活・都市生活分野 ① 暑熱による生活への影響 ・ 住宅におけるヒートアイランド対策を促進します。 ・ 打ち水や<u>日傘</u>の普及啓発を行います。 ・ ヒートアイランド現象の実態調査(温度実態調査)を行います。 ・ <u>市町村と連携し、公共施設など身近な場所の緑化や壁面・屋上などにおける公開性が高く質の高い緑化を進めます。</u> ・ 彩の国みどりの基金を活用した緑の創出を推進します。 ・ 地域制緑地内<u>における開発等の行為に対する指導を強化します。</u> ・ 身近な緑公有地化事業による<u>樹林地の公有地化</u>を推進します。 ・ 緑の管理協定によるふるさとの緑の景観地の保全を推進します。

埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正版（令和8年度見直し）

現行計画と素案の対照表

素案	現行計画
内容を検討するよう周知します。 ・ <u>県立学校の体育館及び教室等の温熱環境整備を推進します。</u>	
第7章 計画の推進・進行管理 1 各主体の役割 (1) 県の役割 県は、地球温暖化防止に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、事業者、県民、団体及び市町村などが地球温暖化防止に主体的に取り組むための計画を整備していきます。 庁内においては、全庁的な地球温暖化対策の検討・推進を実行していきます。 ① 地球温暖化対策の率先実行 県の事務事業全般にわたる先進的な地球温暖化対策、<u>各部局が策定したアクションプランに基づく省エネ対策や再エネ設備の導入による温室効果ガス排出の着実な削減など</u> ② 推進体制の整備 (現行どおり) ③ 市町村の温暖化対策に対する支援・協力 (現行どおり) ④ 地球温暖化防止や適応に係る広報・表彰・啓発活動 (現行どおり) ⑤ 地球温暖化対策の効果的な実施に向けた調査・研究 (現行どおり) ⑥ 国等への提案・要望 (現行どおり) (2) 市町村の役割 (現行どおり) (3) 県民の役割 (現行どおり) (4) 事業者の役割 (現行どおり)	第7章 計画の推進・進行管理 1 各主体の役割 (1) 県の役割 県は、地球温暖化防止に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、事業者、県民、団体及び市町村などが地球温暖化防止に主体的に取り組むための計画を整備していきます。 庁内においては、全庁的な地球温暖化対策の検討・推進を実行していきます。 ① 地球温暖化対策の率先実行 県の事務事業全般にわたる先進的な地球温暖化対策、<u>埼玉県カーボン・マネジメントシステムの実施など</u> ② 推進体制の整備 (省略) ③ 市町村の温暖化対策に対する支援・協力 (省略) ④ 地球温暖化防止や適応に係る広報・表彰・啓発活動 (省略) ⑤ 地球温暖化対策の効果的な実施に向けた調査・研究 (省略) ⑥ 国等への提案・要望 (省略) (2) 市町村の役割 (省略) (3) 県民の役割 (省略) (4) 事業者の役割 (省略)

埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正版（令和8年度見直し）

現行計画と素案の対照表

素案	現行計画
(5) 環境保全活動団体の役割 (現行どおり) (6) 埼玉県地球温暖化防止活動推進センター等の役割 (現行どおり) (7) 埼玉県気候変動適応センターの役割 (現行どおり) 2 県と各主体との連携 (現行どおり) 3 計画の進行管理 PDCAサイクルに基づき、地球温暖化対策に係る取組の実効性を向上し、計画を着実に推進します(図7-1)。 毎年、温室効果ガスの排出状況や計画の進捗状況の現状を把握し公表します。また、施策別実施目標に掲げる指標の推移を把握し、計画の進捗状況の評価に活用します。 チェック組織の不断の見直しにより、継続的な施策の推進を行います。また、県の現状や計画の進捗状況に加え、国内外の社会経済情勢や地球温暖化対策に関する取組、技術革新など諸般の状況をみながら、必要に応じて、新規施策の追加や現行施策の見直し、拡充を行います。	(5) 環境保全活動団体の役割 (省略) (6) 埼玉県地球温暖化防止活動推進センター等の役割 (省略) (7) 埼玉県気候変動適応センターの役割 (省略) 2 県と各主体との連携 (省略) 3 計画の進行管理 PDCAサイクルに基づき、地球温暖化対策に係る取組の実効性を向上し、計画を着実に推進します(図7-1)。 毎年、温室効果ガスの排出状況や計画の進捗状況の現状を把握し公表します。また、施策別実施目標に掲げる指標の推移を把握し、計画の進捗状況の評価に活用します。 チェック組織の不断の見直しにより、継続的な施策の推進を行います。また、県の現状や計画の進捗状況に加え、国内外の社会経済情勢や地球温暖化対策に関する取組、技術革新など諸般の状況をみながら、必要に応じて、新規施策の追加や現行施策の見直し、拡充を行います。 <u>また、国の地球温暖化対策計画や気候変動適応計画、県5か年計画の見直し状況などを踏まえて、令和8年度(2026年度)をめどに計画の見直しを行うこととします。</u>